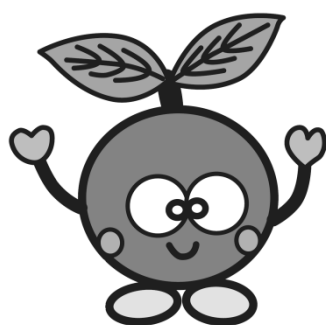


宇治田原町
子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子



平成27年3月
宇治田原町

はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。今、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するというのが時代の要請であり、社会の役割となっています。



これまで、本町では、平成 22 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「宇治田原町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、安心して楽しみながら子育てができる環境づくりに向け、「地域の絆で子どもを育む あたたかいふるさと うじたわら」を基本理念として、様々な分野の施策を総合的に推進してきました。

このような中、子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされ、子ども・子育て関連 3 法の柱である「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村は、地域の子ども・子育て支援のニーズを反映した、平成 27 年度から 5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本町におきましては、これまでの「宇治田原町次世代育成支援行動計画」での取組を踏まえ、町における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、「子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子」を基本理念として、地域や関係機関、行政が連携し、それぞれの役割を果たす中で、まち全体で子ども・子育て家庭を支援しながら、各施策をさらに推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「宇治田原町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「宇治田原町子ども・子育てに関するニーズ調査」などにご協力いただきました住民の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

宇治田原町長 西谷 信夫

目次

第Ⅰ部 序論

第1章 計画策定にあたって	2
1 策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の策定体制	5
4 計画の期間	5
5 計画の対象	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	6
1 統計資料からみる現状（人口、就労、児童、生徒数、保育サービス、子育て支援事業）	
（1）総人口（年齢3区分）の推移	6
（2）出生数と出生率の推移	7
（3）世帯数の推移	8
（4）婚姻・離婚件数の推移	9
（5）就業率の推移	10
（6）就学前児童数の推移	11
（7）保育所の利用状況	11
（8）幼稚園の利用状況	12
（9）放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用状況	13
（10）小学校、中学校の状況	13
2 ニーズ調査の概要	14
（1）実施内容	14
（2）調査結果	15
3 宇治田原町次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況	22
＜基本目標1＞ 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり	22
＜基本目標2＞ ゆったりと子どもを生き育てられる環境づくり	24
＜基本目標3＞ 子どもが安心して過ごすことのできる環境づくり	26
＜基本目標4＞ 子どもを核にしたあたたかい地域づくり	27
4 現状・課題のまとめ	28

第Ⅱ部 宇治田原町子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1章 計画の基本理念及び施策の展開	30
1 計画の基本理念と目指す将来像	30
2 計画の基本的な視点	31
3 計画の基本目標	32

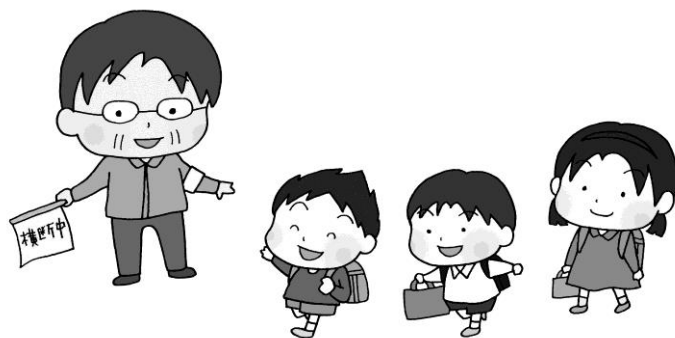
4 計画の体系	33
第2章 基本目標の展開	34
<基本目標1> 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	34
<基本目標2> 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり	37
<基本目標3> 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	39
<基本目標4> 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり	41
<基本目標5> 子どもが安心・安全に過ごせるまちづくり	42

第Ⅲ部 事業計画

第1章 子ども・子育て支援新制度の概要	46
1 新制度の全体像	46
2 新制度の事業体系	46
(1) 子どものための教育・保育給付	46
(2) 地域子ども・子育て支援事業	48
(3) 保育の必要性の認定について	49
第2章 量の見込みと確保の内容(子ども・子育て支援事業計画)	50
1 目標事業量の設定	50
(1) 目標事業量の設定	50
(2) 教育・保育提供区域の設定	51
2 幼児期の学校教育・保育に係る需要量及び提供体制と確保方策	51
(1) 前提となる事項	51
(2) 見込み量の補正について	52
(3) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期について	53
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその実施時期	53
(1) 時間外保育事業(延長保育事業)	53
(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育)	54
(3) 子育て短期支援事業	55
(4) 地域子育て支援拠点事業	55
(5) 一時預かり事業(在園児対象型)	56
(6) 一時預かり事業(在園児対象型以外)	56
(7) 病児・病後児保育事業	57
(8) ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童のみ)	58
(9) 妊婦健康診査事業	58
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	59
(11) 養育支援訪問事業	59
(12) 子育てサービス利用支援事業(利用者支援事業)	59
(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	60
(14) その他	60

(15) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み一覧.....	61
第3章 推進体制.....	62
1 計画の推進に向けて.....	62
(1) 推進体制の確立.....	62
(2) 情報提供・周知.....	62
(3) 広域調整や府との連携.....	62
2 計画の評価・確認など.....	62
参考資料.....	63

第 I 部 序論



第1章 計画策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

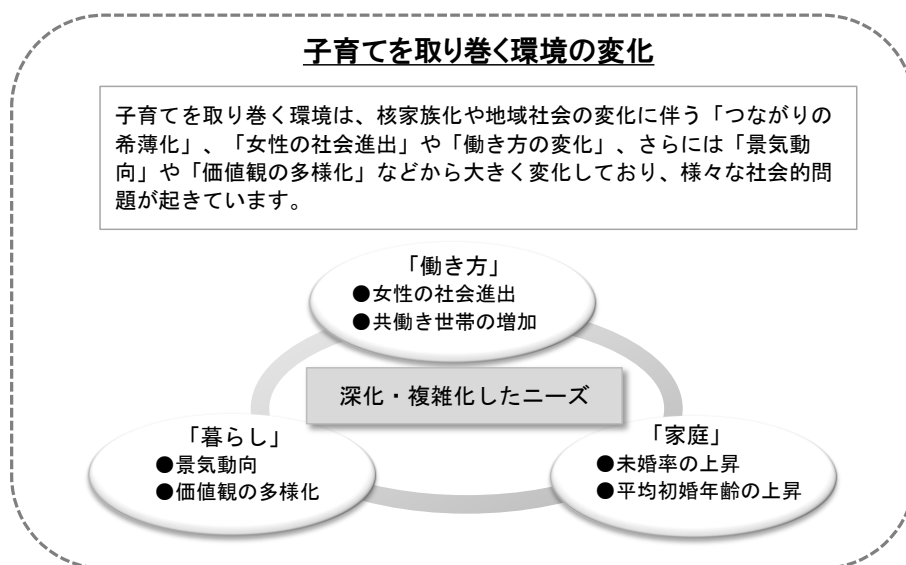
急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、都市化の進展、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況のもと、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成していく環境を整備するため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されたところです。

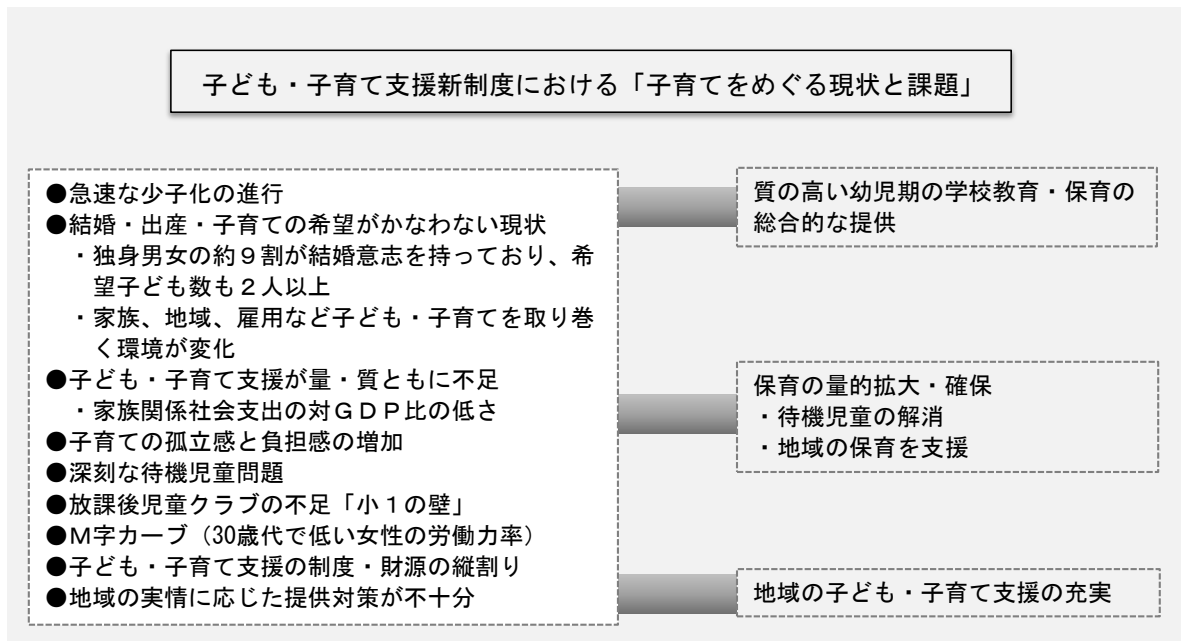
宇治田原町においては、平成 17 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『宇治田原町次世代育成支援行動計画』を策定し、平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間として、おおむね 18 歳未満の全ての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげ社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築する必要があり、今回新たな「子ども・子育て支援新制度」を計画的に推進するため、本計画を策定し、諸施策を推進してまいります。



(1) 子ども・子育て支援新制度への対応

平成 27 年度からの実施に向け作業が進められている「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足などに伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することとなります。



2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

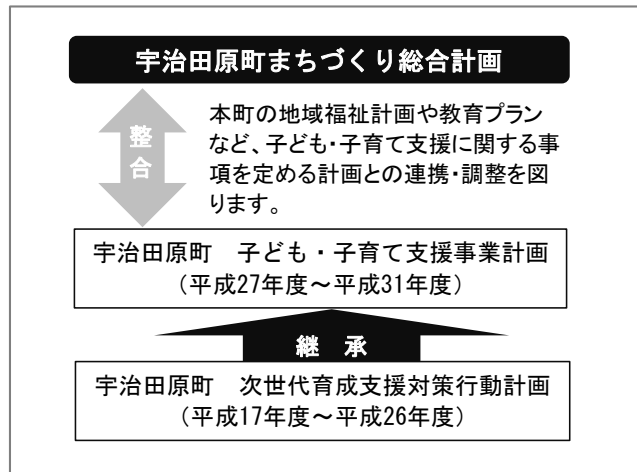
さらに、これまで取組を進めてきた『宇治田原町次世代育成支援行動計画』についても、計画の基本的な考え方を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療・福祉・教育・住宅・労働・まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

	次世代育成支援対策行動計画	子ども・子育て支援事業計画		
根拠法	次世代育成支援対策推進法 (平成15年7月、時限立法)	子ども・子育て支援法 (平成24年8月)		
対象	地方自治体・一般企業	地方自治体		
計画期間	平成17年度～21年度(前期) 平成22年度～26年度(後期)	平成27年度～31年度(以降5年ごと)		
	《国が示す必須記載事項》	《国が示す必須記載事項》	《国が示す任意記載事項》	《市町村任意記載事項》
	国の指針に基づいて、町独自で策定した各施策	◎教育・保育提供区域の設定 ・幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期 ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期 ◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	◎産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるための保護者への情報提供と事業の整備 ・専門的知識・技術を要する支援 ・ワーク・ライフ・バランスの推進のための関連施策	これまで記載されていた事項については、今後も本町の子育て支援施策として重要であることには変わりはないため、基本的には継続して記載した。 また、達成度を考慮しての削除や、追加する必要がある新たな項目の追加の必要性については検討する。
記載項目	1. 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり			
	①母子の健康支援	----->		
	②適切な育児情報の提供	----->		
	③子どもの心身における発達の促進	----->		
	④要保護児童などへの適切な支援	----->		
	⑤教育環境の整備	----->		
	2. ゆったりと子どもを生き育てられる環境づくり			
	①子育てを支援する生活環境の整備	----->		
	②仕事と子育ての両立支援	----->		
	③家庭・社会教育の推進	----->		
	3. 子どもが安心して過ごすことのできる環境づくり			
	①ハード面における環境整備	----->		
	②地域ぐるみの防犯体制	----->		
	③安全に対する意識づくり	----->		
4. 子どもを核にしたあたたかい地域づくり				
①子どもを核にした共育促進	----->			
②地域で支える「楽しい子育て」	----->			
③子どもを核にした地域の活気づくり	----->			

本計画は、『次世代育成支援行動計画』（平成17年度～平成26年度）の基本的な考え方を継承します。また、本町の町政運営の基本方針となる総合計画の策定などとも整合を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、子育て中の保護者などで構成する「宇治田原町子ども・子育て会議」を設置・開催して、本町における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定いたしました。

4 計画の期間

本計画は、平成26年度中に計画策定を終了し、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間を実施期間とします。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
計画策定	宇治田原町 子ども・子育て支援事業計画 (本計画)							
					評価・次期計画策定	次期計画 (平成32年度～)		

5 計画の対象

本計画は、おおむね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計資料からみる現状

(人口、就労、児童、生徒数、保育サービス、子育て支援事業)

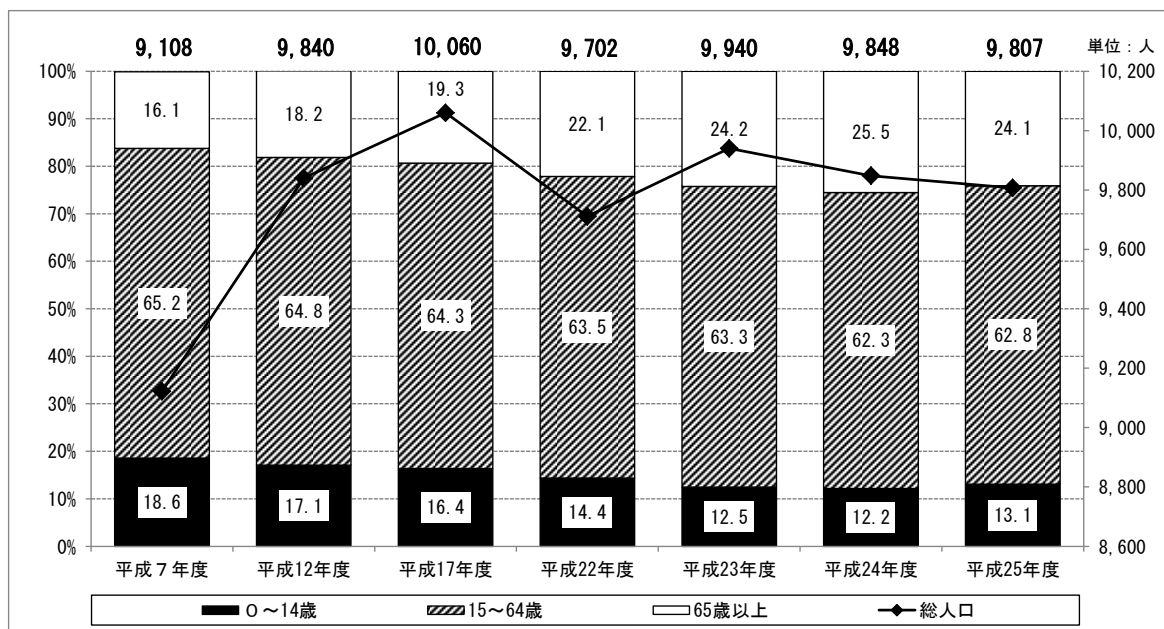
(1) 総人口（年齢3区分）の推移

宇治田原町の総人口をみると、平成23年度以降は減少傾向となっており、平成25年度には9,807人となっています。年齢3区分別人口については、年少人口（0～14歳）は減少、老年人口（65歳以上）は平成25年度に一旦減少していますが、長期的には増加傾向にあり、少子高齢化が顕著となっています。

■年齢3区分別人口の推移

		平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総人口	(人)	9,108	9,840	10,060	9,702	9,940	9,848	9,807
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳	(人)	1,693	1,679	1,654	1,394	1,241	1,198	1,285
	(%)	18.6	17.1	16.4	14.4	12.5	12.2	13.1
15～64歳	(人)	5,948	6,374	6,467	6,163	6,289	6,138	6,155
	(%)	65.2	64.8	64.3	63.5	63.3	62.3	62.8
65歳以上	(人)	1,467	1,787	1,939	2,145	2,410	2,512	2,367
	(%)	16.1	18.2	19.3	22.1	24.2	25.5	24.1

資料： 国勢調査（平成7年～平成22年 各年度10月1日）
住民基本台帳（平成23年～平成25年 各年度10月1日）



資料： 国勢調査（平成7年度～平成22年度 各年度10月1日）
住民基本台帳（平成23年度～平成25年度 各年度10月1日）

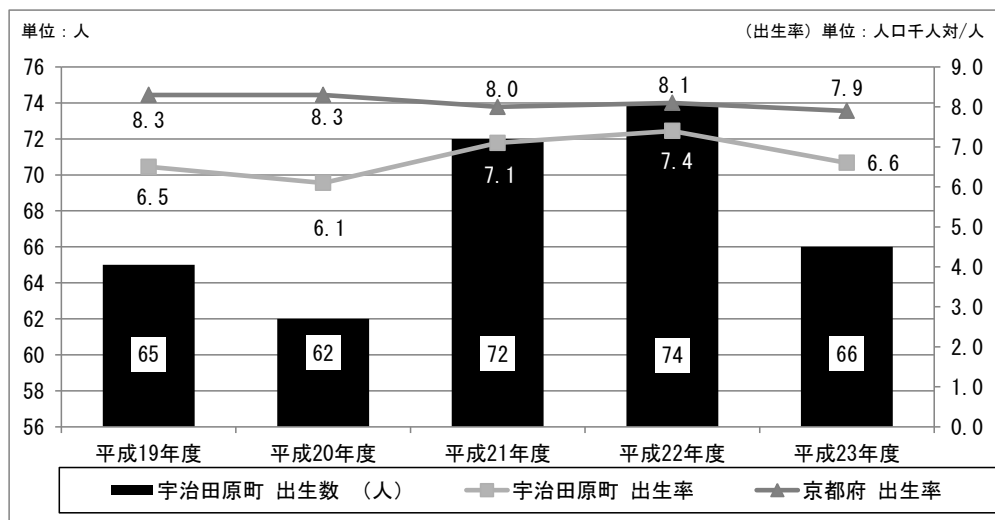
(2) 出生数と出生率の推移

出生数と出生率の推移をみると、平成 21 年度で増加に転じたものの、平成 23 年度には再び減少しています。また平成 23 年度の出生率を京都府内の市町村と比較すると、全 26 市町村中 17 番目となっています。

■出生数と出生率の推移

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
宇治田原町	出生数 (人)	65	62	72	74	66
	出生率 (人口千人対/人)	6.5	6.1	7.12	7.4	6.6
京都府	出生率 (人口千人対/人)	8.3	8.3	8.0	8.1	7.9

資料：京都府保健福祉統計（各年4月1日～翌年3月31日）



資料：京都府保健福祉統計（各年4月1日～翌年3月31日）

■参考：京都府内市町村の出生率（人口千人対）の比較表

順位	市町村	出生率	順位	市町村	出生率
1	木津川市	10.3	14	城陽市	7.3
2	福知山市	9.9	15	井手町	6.8
3	向日市	9.2	16	南丹市	6.8
4	長岡京市	8.9	17	宇治田原町	6.6
5	大山崎町	8.8	18	与謝野町	6.6
6	舞鶴市	8.8	19	京丹後市	6.3
7	精華町	8.5	20	綾部市	6.2
8	京田辺市	8.4	21	宮津市	6.0
9	八幡市	8.3	22	和束町	5.0
10	宇治市	8.3	23	京丹波町	4.4
11	久御山町	8.3	24	笠置町	3.8
12	亀岡市	7.8	25	南山城村	3.0
13	京都市	7.6	26	伊根町	3.0

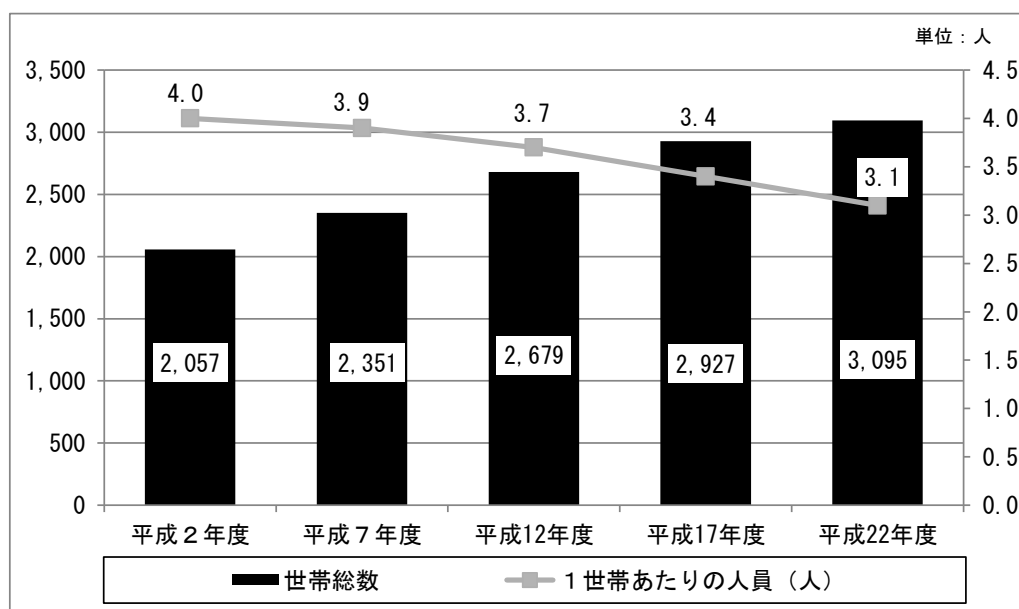
資料：京都府保健福祉統計（平成 23 年度）

(3) 世帯数の推移

一般世帯数は平成2年度から増加しており、平成22年度には3,095世帯となっていますが、総人口の減少と核家族化の進行で1世帯あたりの人員は減少し、平成22年度には世帯あたり3.1人となっています。

世帯類型別件数をみると、「親族世帯（核家族世帯）」「非親族世帯」「単独世帯」の全てで増加しており、特に「夫婦のみ世帯」「片親と子どもからなる世帯」「非親族世帯」においては、平成2年度からの20年間で3倍以上の増加となっています。また「片親と子どもからなる世帯」のうち、「父子家庭世帯」は平成7年度から平成22年度までは大きな変化はありませんが、「母子家庭世帯」は増加傾向にあり、平成12年度から平成22年度において、その世帯数は倍以上に増加しています。

■世帯総数と1世帯あたりの人員の推移



資料：国勢調査（各年度10月1日）

■世帯類型別件数

		平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
世帯総数		2,057	2,351	2,679	2,927	3,095
1世帯あたりの人員 (人)		4.0	3.9	3.7	3.4	3.1
親族世帯	核家族世帯	1,039	1,281	1,592	1,831	1,949
	夫婦のみ世帯	201	319	444	524	606
	夫婦と子どもからなる世帯	768	870	1,004	1,110	1,114
	片親と子どもからなる世帯	70	92	144	197	229
	その他親族世帯	848	878	859	791	649
非親族世帯		3	0	7	3	13
単独世帯		167	192	221	302	302

資料：国勢調査（各年度10月1日）

■「母子家庭世帯数」と「父子家庭世帯数」の推移

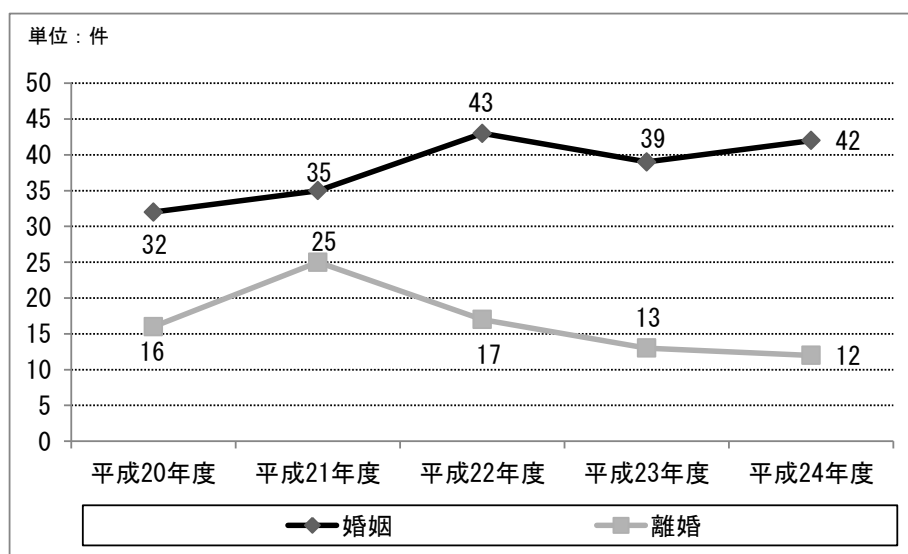
単位：件	母子家庭世帯数					父子家庭世帯数				
	総数	子ども1人	子ども2人	子ども3人以上	6歳未満の子どもがいる世帯	総数	子ども1人	子ども2人	子ども3人以上	6歳未満の子どもがいる世帯
平成7年	5	3	2	0	0	5	1	3	1	0
平成12年	16	6	8	2	3	6	3	2	1	0
平成17年	28	14	11	3	4	5	1	4	0	0
平成22年	34	15	15	4	5	4	4	0	0	0

資料：国勢調査（各年度10月1日）

（4）婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数の推移をみると、平成23年度に減少したものの、平成20年度以降増加の傾向にあり、逆に離婚件数はピークとなった平成21年度以降は減少傾向にあります。

■婚姻・離婚の件数の推移



資料：戸籍・保険課受付数（各年4月1日～翌年3月31日）

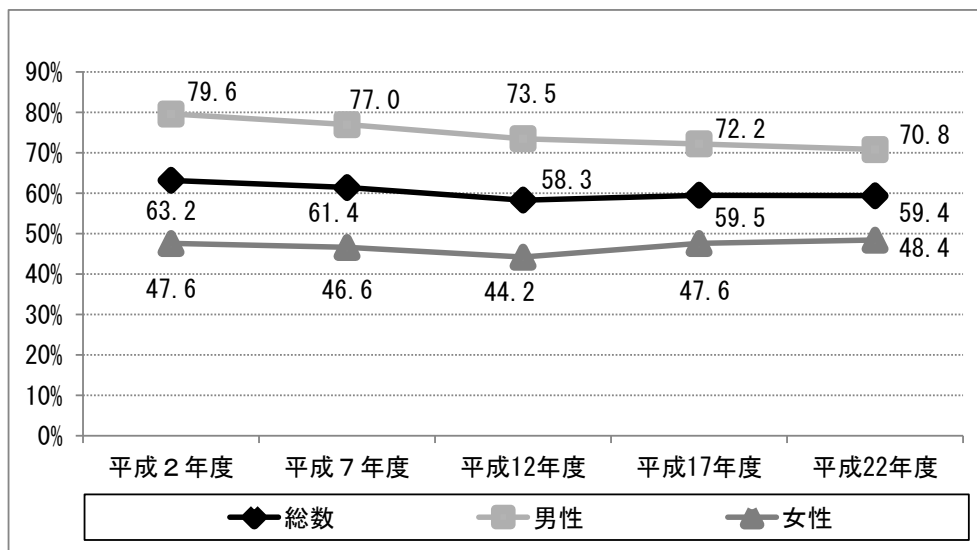


(5) 就業率の推移

就業率の推移をみると、「総数」「男性」ともに平成2年度以降平成22年度まで減少傾向にあります。しかし「女性」においては、平成12年度以降は増加傾向にあります。

また女性の年齢階層別就業率をみると、「20～24歳」と「35～39歳」で平成2年の数値が最も高くなっていますが、平成12年度から平成22年度までの推移をみると、「15～19歳」と「55～59歳」以外の全ての階層で、就業率は増加傾向にあります。

■男女別就業率の推移



資料：国勢調査（各年度10月1日）

■女性の年齢階層別就業率の推移

単位：%	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
平成2年度	10.6	72.3	54.3	47.0	65.9	72.2
平成7年度	8.6	69.2	56.9	50.5	58.2	70.6
平成12年度	8.0	60.2	66.8	48.9	61.0	69.5
平成17年度	13.2	62.0	69.2	58.9	64.8	71.3
平成22年度	12.5	63.9	74.6	62.5	65.3	73.8

単位：%	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65以上
平成2年度	71.4	69.6	58.8	40.5	15.0
平成7年度	69.7	60.4	63.0	42.5	14.9
平成12年度	64.9	63.9	52.0	40.1	14.9
平成17年度	74.7	65.5	60.0	45.3	14.9
平成22年度	75.1	75.0	58.6	45.8	18.2

資料：国勢調査（各年度10月1日）

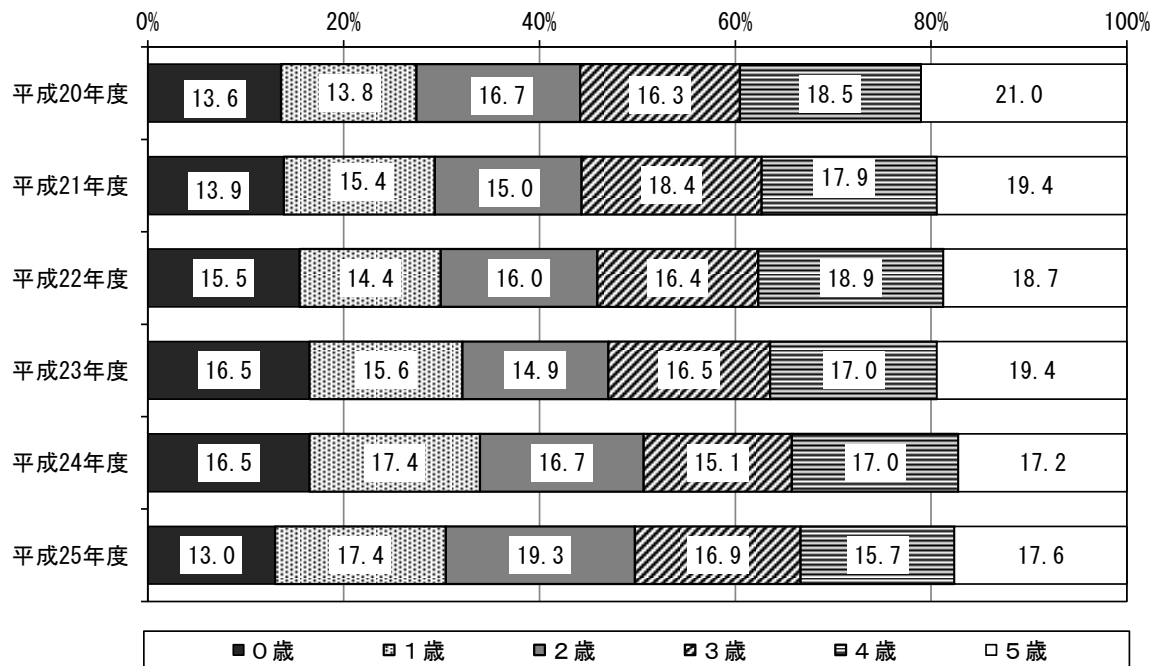
(6) 就学前児童数の推移

就学前児童数の推移をみると、平成20年以降、増減はあるものの減少傾向となっています。

■就学前児童数

単位：人	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳	67	65	69	70	71	54
1歳	68	72	64	66	75	72
2歳	82	70	71	63	72	80
3歳	80	86	73	70	65	70
4歳	91	84	84	72	73	65
5歳	103	91	83	82	74	73
合計	491	468	444	423	430	414

資料：住民基本台帳（各年度4月1日）



資料：住民基本台帳（各年度4月1日）

(7) 保育所の利用状況

町立保育所への入所数は、平成23年度までは減少傾向にありましたが、平成24年度で増加に転じています。

また保育サービスの利用状況においても、「延長保育」は平成21年度以降4年間で約3倍に増加しており、「一時保育」や「子育て支援センター事業」においても、増加傾向にあります。しかし、「ファミリー・サポート・センター」の利用者数は減少傾向となっています。

■町立保育所の定員数と入所児童数の推移

単位：人	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
町立保育所（定員：200）	189	186	174	159	179	180
0歳児	7	11	7	12	9	6
1歳児	22	22	18	16	31	25
2歳児	21	29	25	27	26	38
3歳児	43	36	38	30	38	33
4歳児	40	49	36	39	35	41
5歳児	56	39	50	35	40	37

資料：福祉課（各年度4月1日）

■保育サービスの利用状況

単位：人	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
延長保育（延人数）	1,219	747	862	1,488	2,199
一時保育（延人数）	773	565	840	1,203	1,054
子育て支援センター事業	4,435	3,310	4,079	5,082	4,955
ファミリー・サポート・センター		56	63	39	12
つどいの広場			941	1,581	895

資料：福祉課（各年4月1日～翌年3月31日）

（8）幼稚園の利用状況

町内の私立幼稚園の入園児童数の推移をみると、平成21年度以降増減を繰り返していますが、町外の幼稚園の利用者数においては、平成21年度以降減少傾向にあります。

■町内幼稚園（うぐいす宇治田原幼稚園）の入園児童数の推移

単位：人	3歳	4歳	5歳	合計
平成21年度	19	8	20	47
平成22年度	4	19	8	31
平成23年度	11	9	18	38
平成24年度	4	14	8	26
平成25年度	15	8	15	38

資料：教育課（各年度5月1日）

■町外幼稚園の入園児童数の推移

単位：人	3歳	4歳	5歳	合計
平成21年度	31	20	29	80
平成22年度	23	25	23	71
平成23年度	15	24	26	65
平成24年度	15	17	25	57
平成25年度	19	15	18	52

資料：教育課（各年4月1日～翌年3月31日）

<町外幼稚園例>

※青谷聖家族幼稚園／宇治幼稚園／みのり幼稚園／芽生え幼稚園／広野幼稚園／堀池幼稚園／京都聖母学院幼稚園／
鴻池学園第三幼稚園／白鳥幼稚園／こざくら幼稚園／そよかぜ幼稚園

(9) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用状況

放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用状況をみると、登録者数は平成24年度に増加していますが、利用者数（延人数）は減少傾向となっています。

■学童保育の利用者数の推移（田原学童保育と宇治田原学童保育の2か所合計）

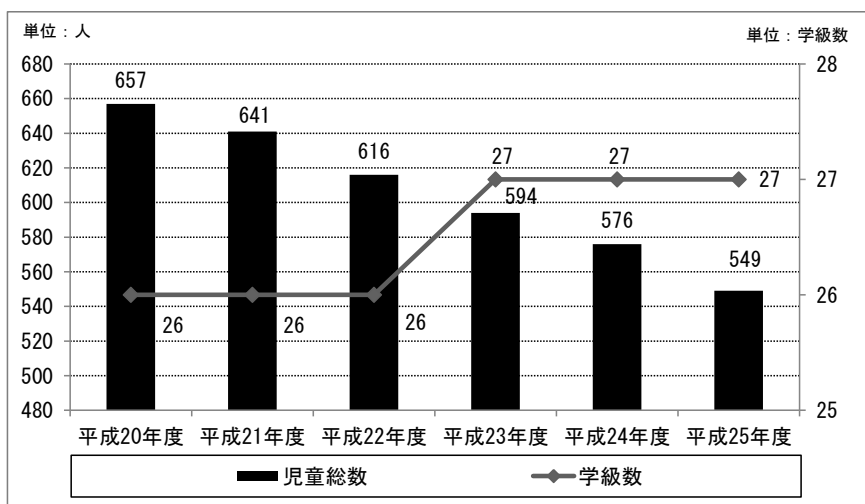
単位：人	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録者数（4月当初）	138	115	120
利用者数（延人数）	21,462	20,373	20,067

資料：教育課（各年4月1日～翌年3月31日）

(10) 小学校、中学校の状況

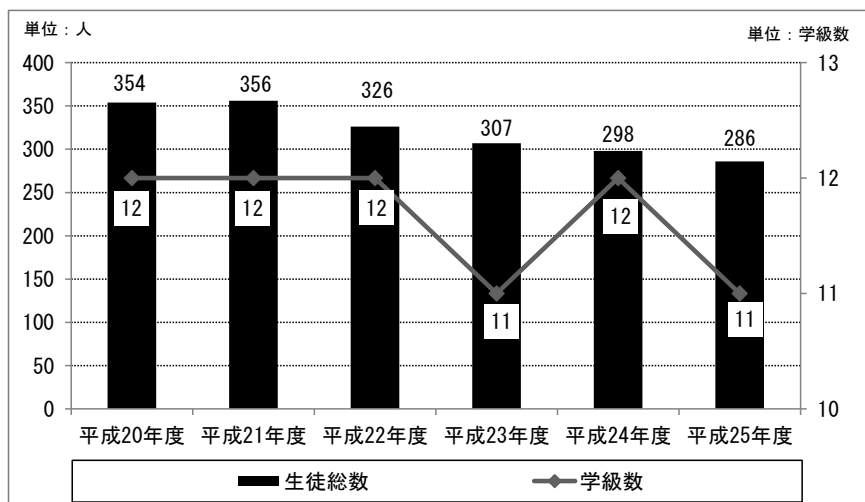
小学校、中学校、の児童数、生徒数の推移をみると、ともに平成21年度以降は減少しています。

■小学校の児童数と学級数の推移（田原小学校・宇治田原小学校合計）



資料：教育課（各年度5月1日）

■中学校の生徒数と学級数の推移（維孝館中学校）



資料：教育課（各年度5月1日）

2 ニーズ調査の概要

本計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者・就学児童の保護者の子育ての実態や保育・子育てなどに関するニーズ、日常生活などの実態を把握し、計画に反映させるため「宇治田原町子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

(1) 実施内容

目的：子育ての実態や保育・子育てなどに関するニーズ、日常生活などの実態を把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする。

調査地域：宇治田原町全域

調査対象：宇治田原町内在住の「就学前児童」及び「小学生」をお持ちの世帯・保護者

全世帯調査：住民基本台帳より、小学生以下の児童をお持ちの全世帯を抽出

実施期間：平成26年1月23日（木）から平成26年2月7日（金）まで

調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象世帯数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童／小学生児童	642 世帯	244 世帯	38.0%
<参考>実人数内訳			
就学前児童	494 人	196 人	39.7%
小学生児童	566 人	205 人	36.2%



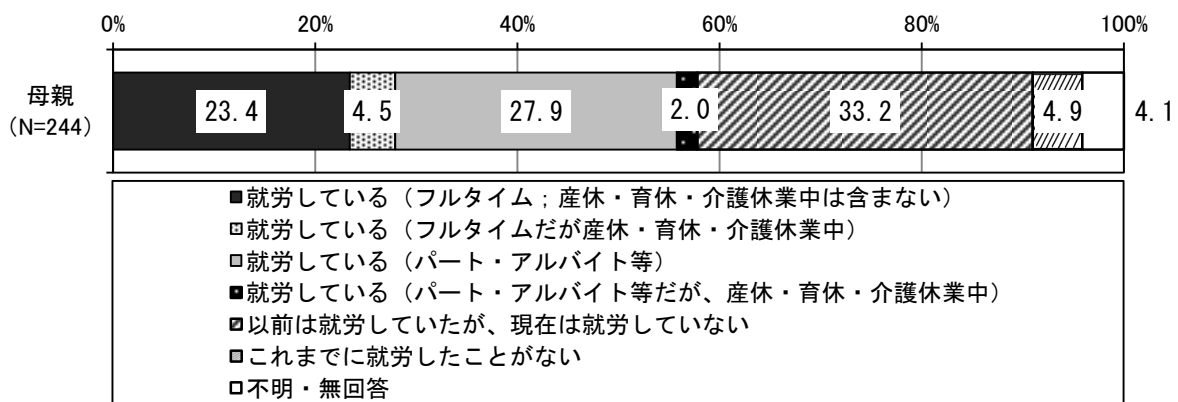
(2) 調査結果

※SA・・・単数回答 MA・・・複数回答

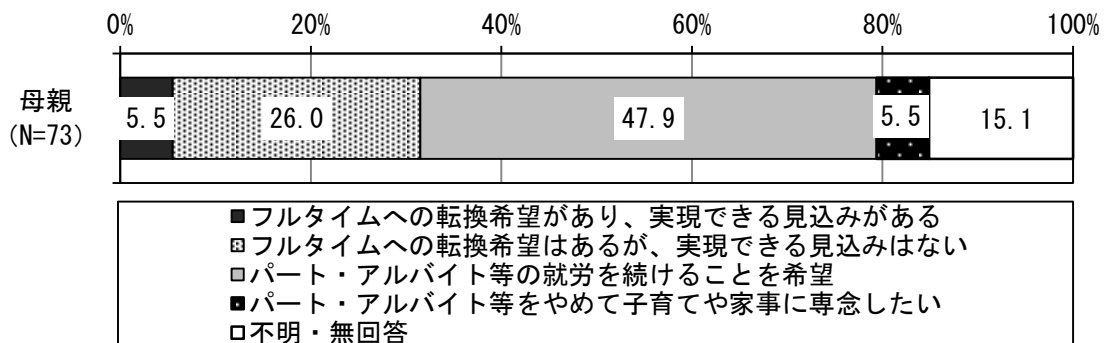
① 母親の就労状況・希望について

母親の就労状況をみると、就業中あるいは休業中にかかわらず、仕事に就いている方（「フルタイム（27.9%）」と「パート・アルバイトなど（29.9%）」の合計値）は57.8%となっていますが、仕事に就いていない方（「以前は就労していたが、現在は就労していない（33.2%）」「これまでに就労したことがない（4.9%）」と回答された方（38.1%）の62.3%が、今後フルタイムへの転換を希望されている状況となっており、今後就労する母親の増加がみてとれます。

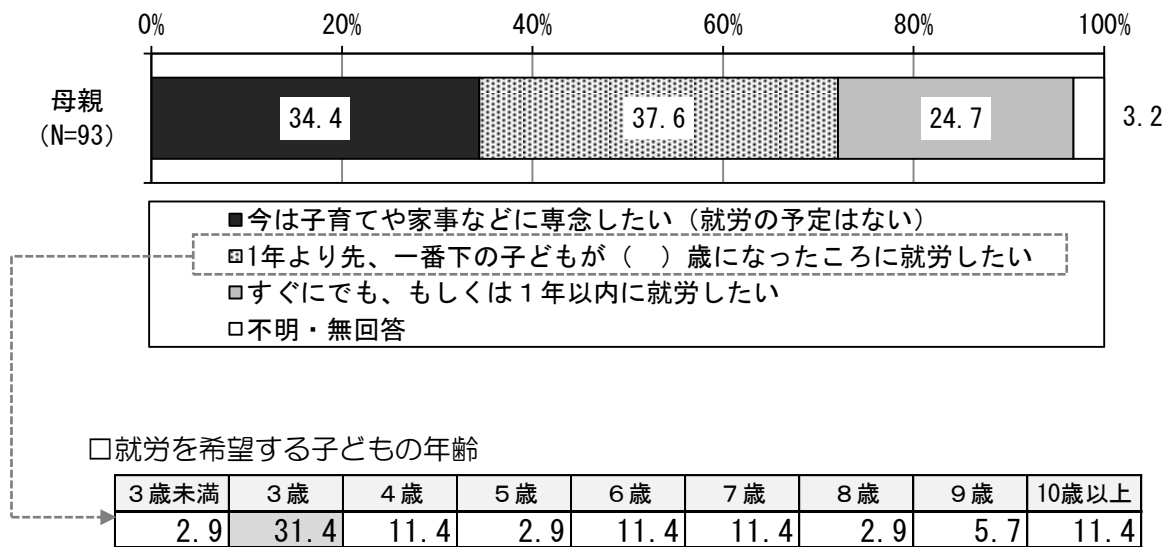
■母親の就労状況について（SA）



■パート・アルバイトなどで就労している母親のフルタイムへの転換希望について（SA）



■「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまでに就労したことがない」と回答された母親の、フルタイムへの転換希望について（SA）

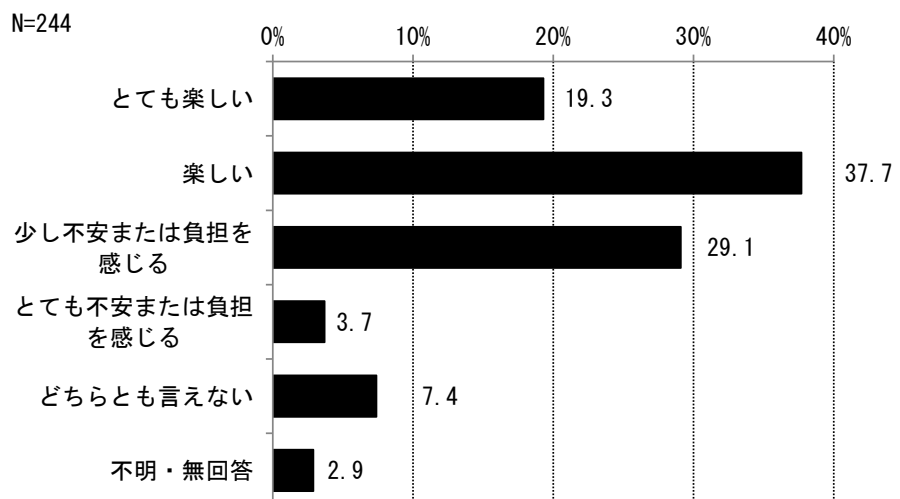


② 子育てに関する相談相手について

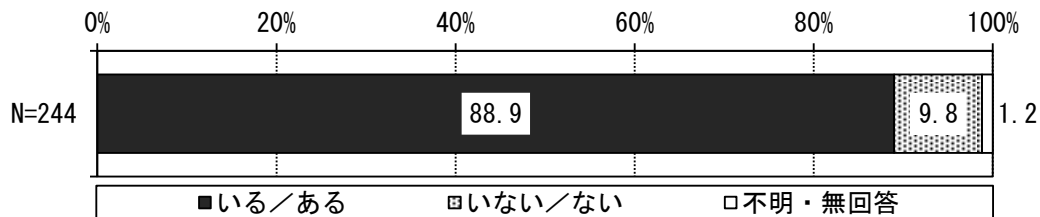
子育てをしている現在の心境についてみると、『楽しい（「とても楽しい」と「楽しい」の合計）』は57.0%となっていますが、『不安を感じる（「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」の合計）』は32.8%となっています。

また、子育てについて相談できる相手については、「いる／ある」が88.9%となっていますが、その7割前後は近親者あるいは友人などの日常生活をともに送る人たちであり、地域ぐるみで子育て環境を改善させていくためには、地域社会との関わりを深める施策の必要性がみてとれます。

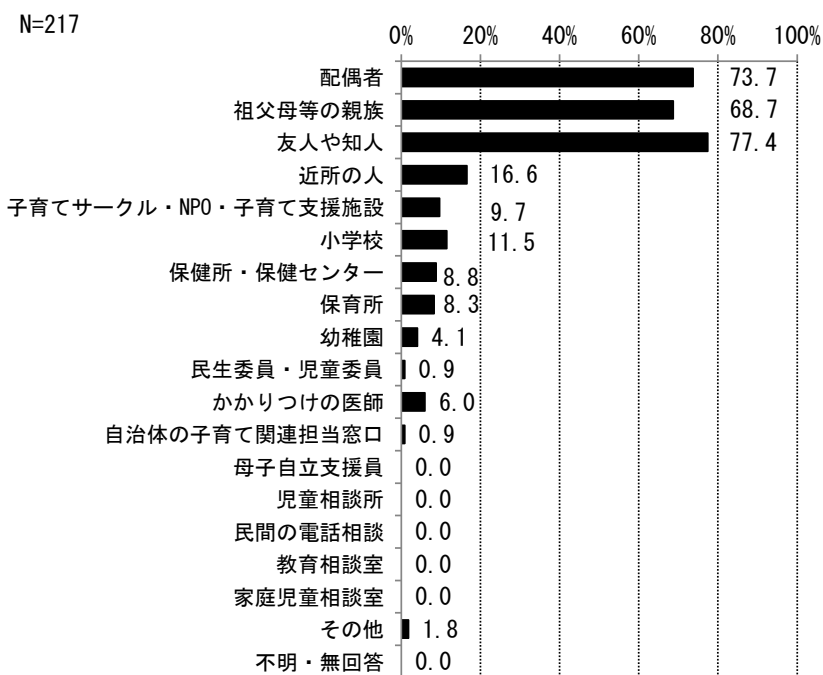
■子育てしている現在のお気持ちについて（SA）



■子育てをする上で、気軽に相談できる人、場所の有無について（SA）

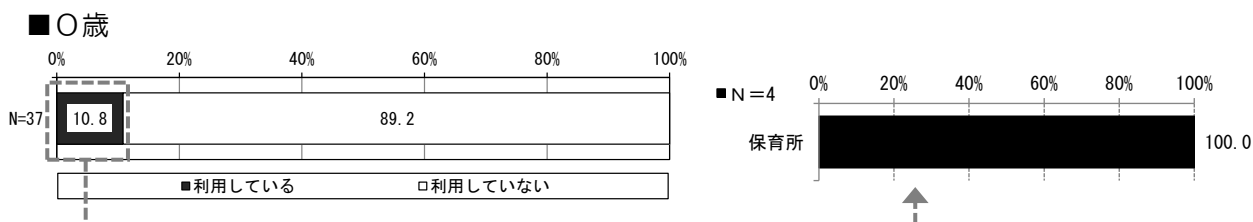


□相談する人、場所について（MA）

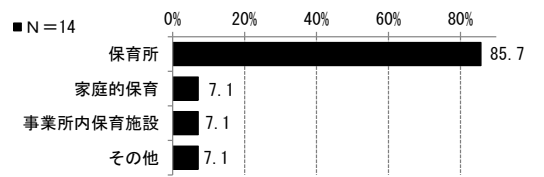
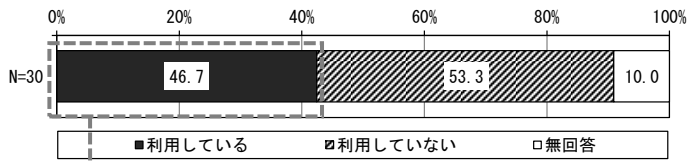


③ 現在の定期的な事業の利用状況について（就学前児童）

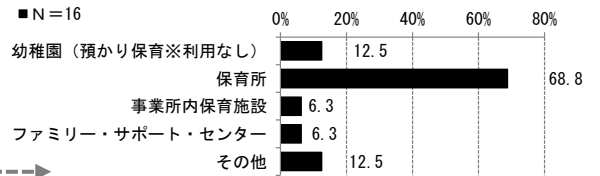
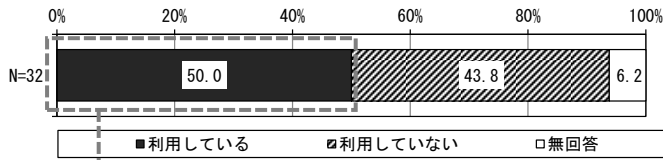
現在の定期的な事業の利用状況についてみると、年齢が上がるにつれて幼稚園の利用が増加していますが、5歳児では4歳児の利用率である63.0%から51.5%へ減少しており、一方で保育所においては33.3%から45.5%に増加しています。この状況と、本町が提供する「延長保育」や「一時預かり保育」の利用者の増加をあわせて鑑みると、就労やライフスタイルの変化による日常的な保育へのニーズが高まっていることがみてとれます。



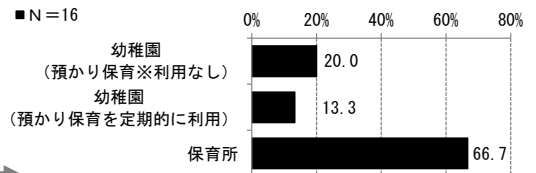
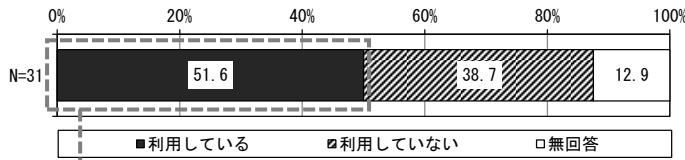
■ 1歳



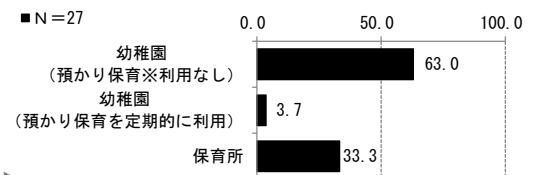
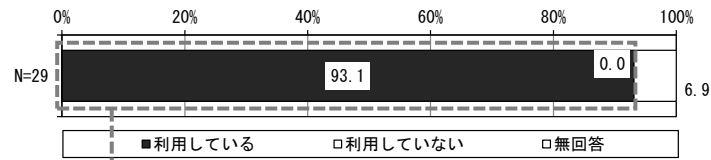
■ 2歳



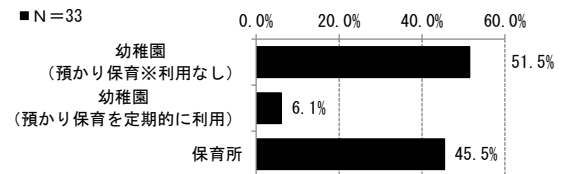
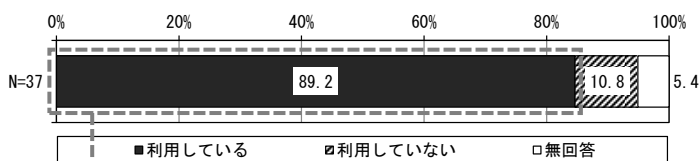
■ 3歳



■ 4歳



■ 5歳

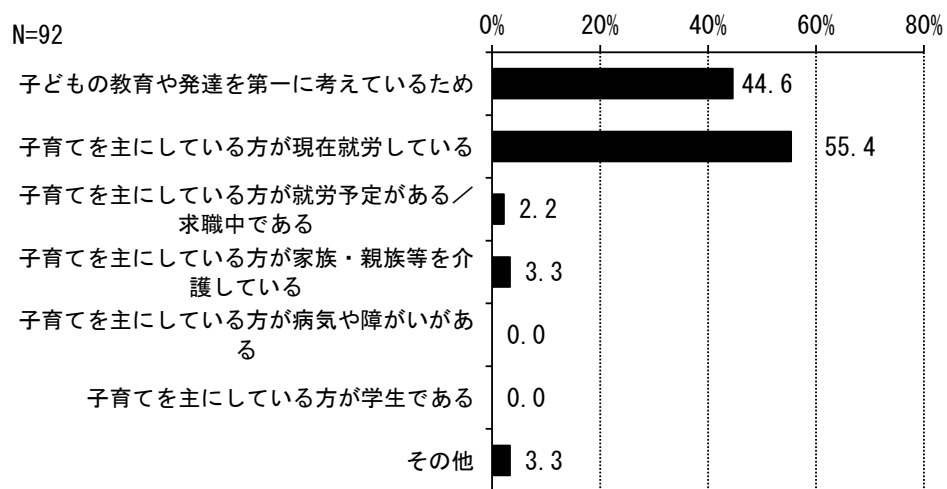


④ 今後定期的に利用したい事業について（就学前児童）

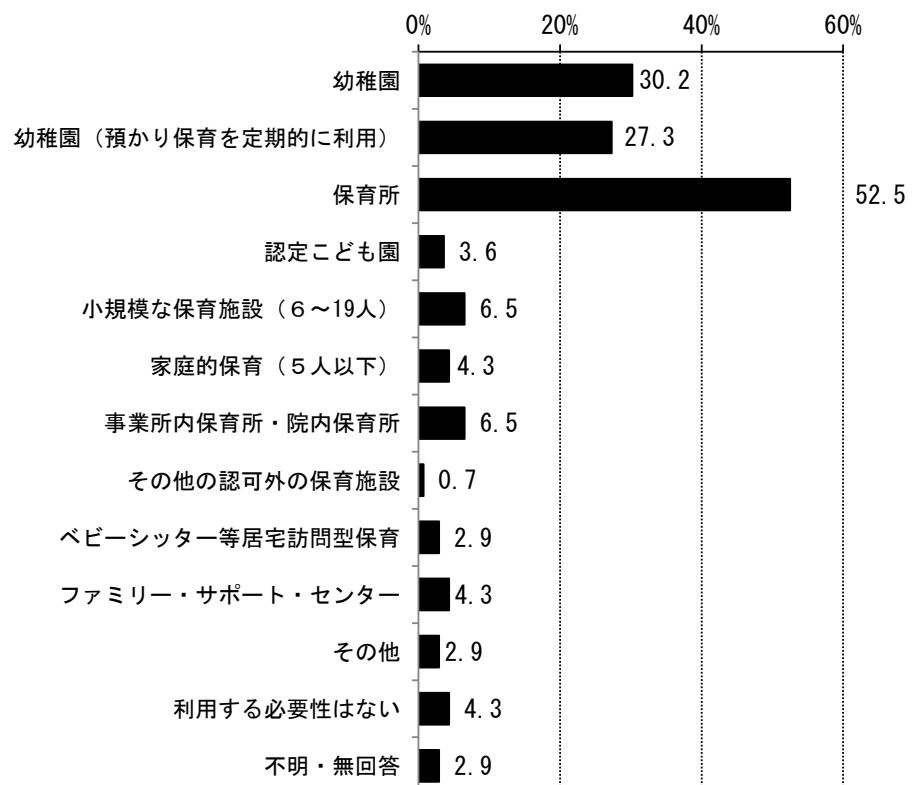
現在教育・保育事業を定期的に利用している方の利用理由についてみると、「子育てを主にしている方が現在就労している」が55.4%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達を第一に考えているため」が44.6%となっています。

また今後定期的に利用したい教育・保育事業についてみると、「保育所」が52.5%と最も高くなっていますが、『幼稚園（「幼稚園」と「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」の合計）』は57.5%と「保育所」を上回っており、「保育サービスが充実した教育の場」へのニーズも高いことがみてとれます。

■教育・保育事業を定期的に利用している方の利用の理由について（MA）



■今後定期的に利用したい教育・保育事業について（MA）

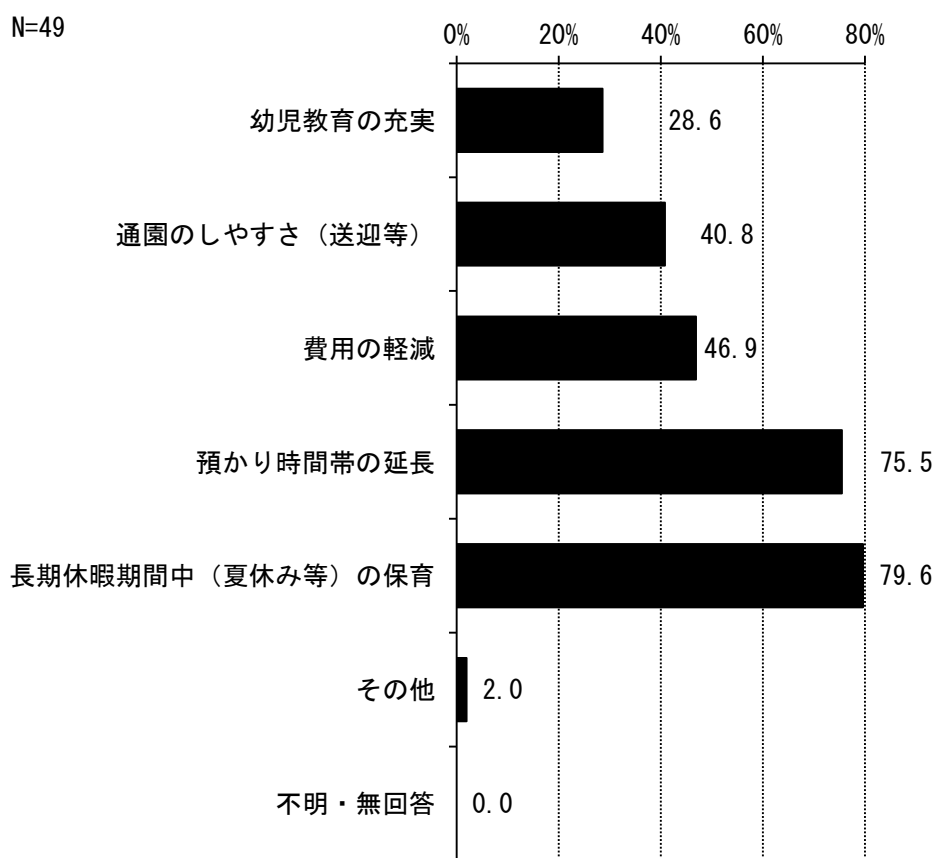


⑤ 幼稚園を希望する場合に望まれることについて（町独自設問）

幼稚園を希望する場合に望まれることについてみると（町内の保育所利用者への限定設問）、「長期休暇中（夏休みなど）の保育」が79.6%と最も高く、次いで「預かり時間帯の延長」が75.5%となっています。

保育所利用者向けの設問のため、「保育の必要性」の数値が高くなるのは想定できますが、現在の町内幼稚園の利用者の停滞と町外幼稚園の利用者の減少を鑑みると、「保育サービス」の充実度が事業選択していることがうかがえます。

■幼稚園を希望する場合に望まれることについて（MA）

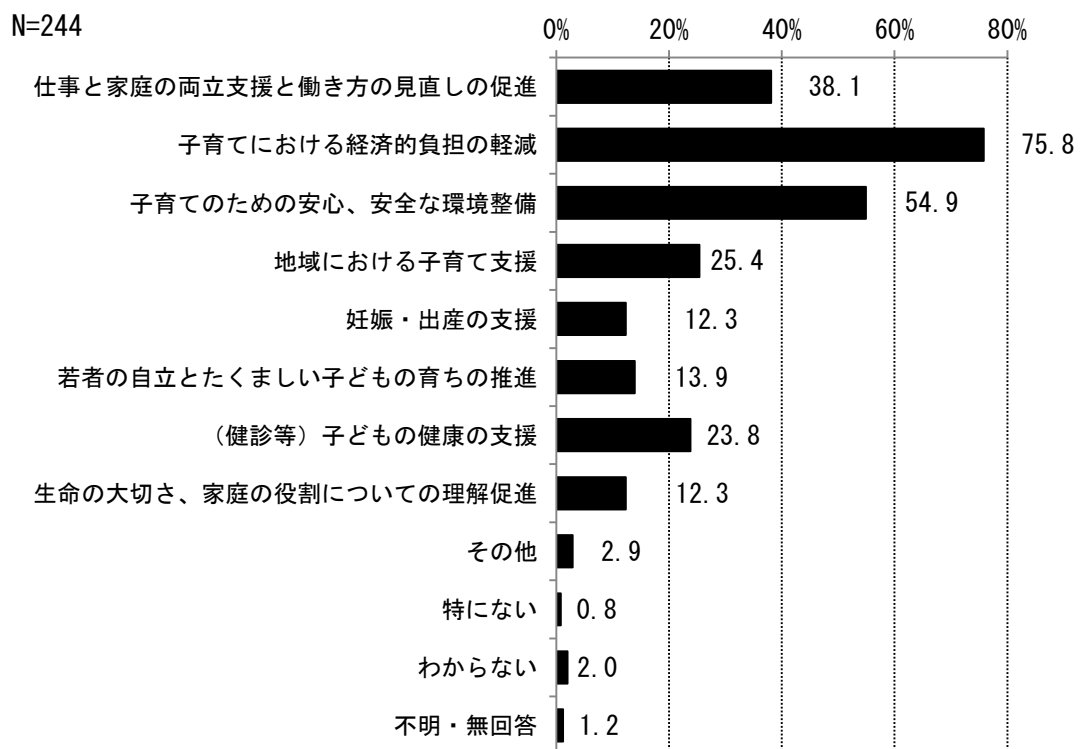


⑥ 望ましい子育て支援について

望ましい子育て支援についてみると、「子育てにおける経済的負担の軽減」が75.8%で最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が54.9%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が38.1%となっています。

この結果から、「仕事と子育て」＝「収入と支出」のバランスがとれていない状況がみてとれ、ワーク・ライフ・バランスに対する地域をあげた新たな仕組みづくりが重要であるといえます。

■望ましい子育て支援について (MA)



3 宇治田原町次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況

「宇治田原町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本目標ごとに、平成 25 年度の取組における実施状況を考察します。

<基本目標1> 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

施策展開：母子の健康支援／適切な育児情報の提供／子どもの心身における発達の促進／要保護児童などへの適切な支援／教育環境の整備

■ 母子の健康支援

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などの各種母子保健事業を実施し、支援が必要な子どもに対しては家庭訪問など個別支援を実施しています。思春期の子どもに対しては保育体験などの機会を捉えて、母性・父性を育むための学習を推進しています。

また、地域産物を使った健康的で美味しい給食づくりをはじめ、子どもの心身の成長の礎となる食事のあり方について学び、規則正しい生活習慣が習得できるよう、地域や保健師、学校の養護教諭、栄養士との連携のもとに食育を推進しています。

平成 25 年度実施状況-----

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 - ・訪問実人数 69 人（対象者数 73 人 実施率 94.5%）
- 乳幼児健康診査
 - ・乳児健診受診率 91.25%、幼児健診受診率 74.12%
- 育児支援家庭訪問事業・妊産婦及び希望者に対する保健師の家庭訪問
 - ・家庭訪問件数 151 件
- 離乳食教室／マタニティ教室
 - ・4 回開催 延参加者数 23 人／6 回開催 延参加者数 30 人
- 料理で学ぶ食の健康づくり（食育推進実施計画に基づく体験型教室）
 - ・3 回開催 延参加者数 49 人
- 性教育の講座の実施
 - ・中学 3 年生対象 妊娠・出産についての正しい知識について

■ 適切な育児情報の提供

離乳食教室やハイリスク妊婦訪問などの事業を通じて、子育て世帯への情報提供を行うとともに、乳児後期健康相談、乳幼児健康相談、発達心理相談などの育児相談を実施しています。

平成 25 年度実施状況-----

- あそびの広場など子育て講座の開催 通年開催 延参加者数 4,627 人
- 育児相談 延相談者数 47 人
- 臨床心理士によるカウンセリング 延相談者数 21 人
- 乳児後期健康相談（8～10 か月児対象） 受診率 84.42%
- 乳幼児健康相談（月 2 回、要予約） 延相談者数 20 人
- 発達相談 延相談者数 49 人
- 支援センターだよりなどの発行／ホームページでのブログの発信

■ 子どもの心身における発達の促進

宇治田原町の豊かな自然を活かし、水生生物や野鳥の観察など、様々な体験プログラムを実施し、遊びや集団生活を通じて経験や感性を育み、主体的に行動できる心身ともに発達した子どもの育成を促進します。

また、総合文化センター、図書館などにおいては映画会やコンサート、おはなし会などを開催し、子どもが集える場を提供しています。

平成 25 年度実施状況-----

- 子ども文化（体験）講座の実施
 - ・ホタル学習会・川探検隊・どんぐりの森づくり・文化財学習・絵手紙教室など
- ファミリーコンサートの実施（さざんかホール事業）
 - ・「マイメロディのハッピーキャラバンがやってきた！&五條真由美ファミリーコンサート」開催
- 図書館事業（おはなし会 月 2 回開催、工作教室 夏休み開催）

■ 要保護児童などへの適切な支援

障がい児や、ひとり親家庭など、支援の必要な子どもに対し、精神的ケアの充実や、必要な情報の提供などを行っています。また、児童虐待については、迅速・適切な対応を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携して早期発見、未然防止に努めています。

平成 25 年度実施状況-----

- スクールカウンセラーによる相談事業 週 1 回（火曜日）年間 35 回
- 学力面の個別指導、補助教員の小中学校への配置
- 療育手帳所持児に対する保育士加配 対象児童 4 人
- 療育教室運営事業 参加延人数 155 人
- 発達障がい児の早期発見・相談支援
 - ・臨床心理士によるカウンセリング事業、町内私立幼稚園への臨床心理士と保健師の巡回相談実施
- 特別支援教育充実事業 発達障がいのある児童生徒への補助教員の配置

○要保護児童対策地域協議会での関係機関の連携（会議開催、講演会開催）

○ひとり親家庭への支援

- ・児童扶養手当 受給者 67 人
- ・福祉医療費給付事業 対象者数 211 人（うち父子家庭 39 人）
- ・社協・民生児童委員との連携による事業開催（社会見学、クリスマス会）

■ 教育環境の整備

基礎的な学力の定着はもとより、学校・家庭・地域の連携を図り、教育環境の整備や教育相談機能の強化に努め、次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを促進します。

平成 25 年度実施状況-----

○小中連携・一貫教育推進事業

- ・小中一貫教育推進協議会の設立
- ・コーディネーター教員の後補充教員、学校教育指導主事の配置

○学力充実事業（再掲） 学力診断テストの活用、補助教員の配置

○「こども司書」育成事業 図書室利用活性化のリーダーの養成

○豊かな人間性を育む保育所学び事業

- ・人形劇やふれあい遊び、講演会などを通して思いやりや感動する心を育てる

<基本目標2> ゆったりと子どもを生き育てられる環境づくり

実施事業：子育てを支援する生活環境の整備／仕事と子育ての両立支援／
家庭・社会教育の推進

■ 子育てを支援する生活環境の整備

子育て費用の軽減を図るために各種制度の適正な運用を図り、経済的な支援に取り組んでいます。また、子どもの健やかな成長のため、子育て世帯がゆとりを持って生活できる環境の整備に努めています。

平成 25 年度実施状況-----

○乳幼児医療の助成事業

- ・出生～中学校卒業までの乳幼児・児童の保険診療による医療費の助成
町制度受給者 1,056 名 府制度受給者 980 名

○児童手当 25 年 2 月支給分 受給世帯数 736 世帯

○保育料の減免

- ・保育所・幼稚園に通う就学前の兄・姉がいる場合、兄・姉が 1 人の場合は 1/2、2 人以上いる場合は無料

- 私立幼稚園就園奨励費補助 対象者数 84人
- 就学援助事業 対象者数 小学生 68人 中学生 79人
- 高校通学費補助 対象者数 254人
- 修学旅行援助 対象者数 小学生 93人 中学生 37人

■ 仕事と子育ての両立支援

家族の形態が多様化し、ひとり親家庭・核家族での共働き家庭が増加している中、仕事を持つ保護者の仕事と子育ての両立に向けて、各種保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実により、子育て家庭を支援しています。

平成 25 年度実施状況-----

- 通常保育事業 25 年度末在籍者数 199 人
- 延長保育事業 延利用者数 1,522 人
- 一時保育事業 延利用者数 542 人
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 利用実績なし
- 放課後児童健全育成事業（学童保育） 25 年度末登録者数 114 人
- 放課後子ども教室推進事業 年間 20 回実施 平均参加者数 45 人
- 宇治田原版ファミリー・サポート・センター事業
登録会員 まかせてたい 18 人 お願いたい 37 人 両方会員 5 人
年間利用件数 11 件
- 父親の育児参加の促進 父親向け育児講座、父子手帳の交付

■ 家庭・社会教育の推進

家庭教育講演会の開催やノーバディーズ・パーフェクト・プログラムなど、子育て支援センターでの子育て講座を通じて、親への支援を行っています。また、総合文化センターを中心とした生涯学習や社会福祉体験学習などを通じて多様な学習機会の提供を行っています。

平成 25 年度実施状況-----

- 初めてのパパ・ママなど子育て支援事業
- 子育て・親育ち講座の開催（健康体操、ベビーマッサージ、救急法など）
- ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム 連続 6 回講座 9 名参加
- 多様な学習プログラム（子ども文化（体験）講座）

<基本目標3> 子どもが安心して過ごすことのできる環境づくり

実施事業：ハード面における環境整備／地域ぐるみの防犯体制づくり／安全に対する意識づくり

■ ハード面における環境整備

登下校時の安全確保のため、危険な箇所については、街灯やガードレールなどの交通安全施設の設置を進めているほか、不審者などの侵入時における安全対策及び通報システムの設置・運営を行っています。また、児童遊園などの遊具点検も定期的を実施し、安全の確保に努めています。

平成 25 年度実施状況-----

- 通学路の安全確保のための街頭・ガードレールの定期的な点検、整備
- 保育所・小学校内遊具点検 年 3 回実施
- 児童遊園整備費助成
- 防犯ブザーなど防犯グッズの提供

■ 地域ぐるみの防犯体制づくり

「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を基本理念とし、次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校や幼稚園の教育環境などの整備・充実を図り、また、学校や幼稚園と地域、家庭が連携・協力し、子どもたちが安全に安心して学べる環境づくりを進めています。

平成 25 年度実施状況-----

- 安全巡視員の小学校、保育所への配置
- 登下校時安全パトロールの実施
- 宇治田原町地域防犯推進ネットワーク協議会での取組
 - ・のぼり旗の設置、啓発物品の配付、防犯パトロールの実施

■ 安全に対する意識づくり

家庭教育を支援するための学習機会や情報提供などを進め、家庭の教育力の向上を図っています。また、地域全体で子育て家庭を支援できる体制づくりや地域住民の子育てに関する意識づくりを進め、地域の教育力の向上を図っています。

平成 25 年度実施状況-----

- 交通安全教室の実施
 - ・保育所幼児クラス対象、年長児とその保護者対象
 - ・小学校での交通安全指導「いかのおすし」の周知、徹底
 - ・中学校でのトラブル回避方法などの研修の実施

＜基本目標4＞ 子どもを核にしたあたたかい地域づくり

実施事業：子どもを核にした共育の促進／地域で支える「楽しい子育て」／
子どもを核にした地域の活気づくり

■ 子どもを核にした共育の促進

地域のつながりを活かして世代間交流を推進していくとともに、子どもがやがて親となる将来を見据え、協力し合って育児することを学び、子育てを肯定的に捉えることができるよう、保育所や学校などを通じた保育体験や家庭、育児などについて考える機会の提供に努めています。

平成 25 年度実施状況-----

- 出張ニュースポーツ教室 年間 14 回 延参加者数 581 人
- お年寄り（地域サロン）との交流事業
 - ・子育て支援事業でのお年寄りとの交流事業（伝承遊び、お餅つきなど）
- 社会福祉体験学習 中学生の子育て支援センター、保育所での体験学習

■ 地域で支える「楽しい子育て」

子育て中の家庭を地域全体で支援するために、地域子育て支援センターを中心とした育児支援を行い、子育てサークルの活動支援や子どもの居場所づくりの確保などを進めるとともに、子どもや保護者などを支える人材の発掘・育成に努めています。

平成 25 年度実施状況-----

- 「みんなの家」つどいの広場事業 年間利用者数 1,797 人
- 子育てサークル活動の支援
 - 子育てサークルママ' S アクション、たんぽぽサークル、わらべうたサークル
- 放課後子ども教室推進事業（再掲）
- 「まちの名人」の活用

■ 子どもを核にした地域の活気づくり

様々な遊びやスポーツを通して、喜びや楽しさを体験するとともに、仲間との連帯や友情を育て、その過程の中で協調性や創造性などを育むため、子ども会活動やスポーツ団体の活動を支援しています。また、学社連携推進事業として、地域の各種団体の協力のもと、各地区において子どもが地域の人々と交流する場・地域で活動する機会を積極的に設けています。

平成 25 年度実施状況-----

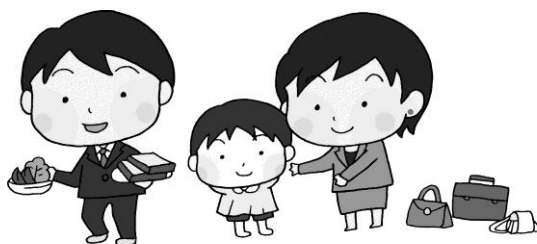
- スポーツ団体協議会との連携
 - ・「スポーツに親しむ日」の開催
 - 剣道など 9 種目の種目別体験会 延参加者数 127 人
- 校区学社連携推進委員会との連携

4. 現状・課題のまとめ

基本目標	現状と課題
1. 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■現状の各種子育て支援事業の質の向上を目指し、核家族化、孤立化を防止する観点からのさらなる参加促進への取組が必要。 ■次代の親を育てる観点からの、学童期における体験学習や、継続した思春期保健事業の実施が必要。 ■「こんにちは赤ちゃん事業」や「養育支援訪問事業」など、母子保健サービスを実施する中で、保健師などから得られる情報を一元化し、要保護児童などの発見や支援をきめ細かに実施していく体制づくりが必要。 ■年代や個々の状況に応じて必要な子育て支援制度の情報を、迅速かつ適切に提供するために、情報を一元化し、ホームページの有効活用や案内窓口の設置など、総合的に対応できる体制づくりが必要。
2. ゆったりと子どもを生き育てられる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■既存の保育サービスの質の向上を図り、多様な生活形態に対応するため、ファミリー・サポート・センターの拡充や、個人ネットワークによる「互助」型の保育サービスの可能性の検討が必要。 ■ワーク・ライフ・バランスの実現においても、ニーズが高まる病児・病後児保育への対応について、町としてのあり方を具体的に検証し、早期の実施の検討が必要。 ■ワーク・ライフ・バランスの推進のため、制度の周知や制度実施のための支援など、企業に向けての有効な働きかけが必要。 ■結婚や出産への不安を抱える女性が多く晩婚化が進む中、子育ての楽しさを共有できるような親向け講座を実施し、独身女性も参加できる内容にするなどして、宇治田原町での安心して暮らせる環境を整える施策の検討が必要。
3. 子どもが安心して過ごすことのできる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て家庭のニーズを踏まえ、安心・安全で、子育て家庭や地域の交流の場となる公園などの整備についての検討が必要。 ■携帯電話の普及に伴い、インターネットを活用した子どもの安全確保のための情報提供の仕組みづくりの検討が必要。
4. 子どもを核にしたあたたかい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■宇治田原町の自然や産物、あらゆる世代の人材を活かした宇治田原町らしい交流の場としての「あそび場」を提供するため、地域力を活用した取組や、地域コミュニティの確立に向けた支援が必要。 ■少子高齢化が進行する中、高齢者対策事業などと連携し、子どもと高齢者双方の居場所づくりにつながるような取組を実施するなど、庁内で積極的に連携するための体制づくりが必要。

第Ⅱ部

宇治田原町子ども・子育て 支援の基本的な考え方



第1章 計画の基本理念及び施策の展開

1 計画の基本理念と目指す将来像

本町では、「次世代育成支援行動計画」において、次代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりや、将来親になる世代が希望を持って子どもを生み育てることができる環境づくりを社会全体で推進していくことを目指して、『地域の絆で子どもを育む あたたかいふるさと うじたわら』(後期計画)を基本理念として掲げ、次世代育成支援を推進してきました。

この「次世代育成支援行動計画」は、総合的な少子化対策のために立てられた計画であり、子どもに関わる様々な施策分野を対象としています。

一方、「子ども・子育て支援事業計画」は、法及び基本指針が定めるところでは、主に就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とし、任意事項として「仕事と子育ての両立支援(ワーク・ライフ・バランス)」と「要保護児童対策」があげられています。

今回新たな「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承するものとして、これまで実施してきた事業のうち今後も重点的に取り組むべき施策については、引き続き「子ども・子育て支援事業計画」において計画的に推進していきます。

また、「子ども・子育て支援事業計画」における基本理念については、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針を踏まえつつ、本町がこれまで「次世代育成支援行動計画」の中で実現を目指してきた精神を継承し、社会全体で子育て環境をより一層充実していくことを目指して、新たな理念を掲げます。

子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子

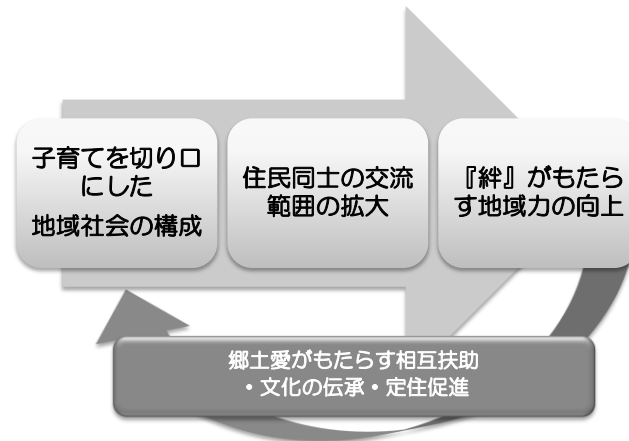
～未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域みんなで支え、ともに成長できるまちづくりを目指す～

全ての子どもが地域に見守られながら、笑顔のあふれる明るい家庭で大切に育てられ、心身ともに健やかに成長することは、社会全体の願いです。

子どもと親の育ちを見守り支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せの実現はもとより、未来の宇治田原町の担い手の育成につながるものです。

安心して子どもを産み、喜びを持って子育てができる、住んで良かった、住み続けたい、愛すべきふるさと宇治田原を目指します。

さらに本計画を策定するにあたり、事業内容の方向性としては、より一層理念を具現化させるために、計画の基本的な視点を新たに導入します。



現代社会においては、女性の就労や、核家族、ひとり親家庭の増加など、地域から孤立し、子育てに不安を抱える家庭が増加傾向にあります。本計画の策定にあたっては、子どもが健やかに成長し、子どもも親も安心してゆとりある子育てができるよう、個々へのきめ細かな支援を実現するとともに、社会全体での子ども・子育て支援を目指し、郷土愛や定住促進にもつながる視点を持った事業が重要だと考えます。

2 計画の基本的な視点

「子育て」に係るきめ細かな体制を構築するために、計画の基本理念を念頭に、『宇治田原町次世代育成支援行動計画』の基本的視点や「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、以下の3つを基本的視点とし、これからの宇治田原町に必要な、宇治田原町らしい子ども・子育てを推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

視点 I 全ての子どもの健やかな成長を支える

子どもの健やかな成長には、子どもを大切に、子ども自身が大切にされていると感ぜられる環境が必要です。子どもの視点に立ち、育ちの状況に見られる個々の発達段階や個性を踏まえ、質の高い子育て環境の確保に努め、全ての子どもの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現されることにより、子どもたちが『ふるさと宇治田原』を愛し、生き生きとした笑顔があふれ、幸せに育つことができるまちづくりを目指します。

視点 II 子育てに喜びを実感できる社会の実現

核家族化の進展や兄弟姉妹数の減少、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。子育て家庭の負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができるよう、総合的な子育て支援を推進するとともに、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまちづくりを目指します。

視点 Ⅲ 社会全体での子育て支援とまちづくりの推進

子どもは社会の宝であり、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるとともに、将来の宇治田原町を支える人材を育成する重要な未来への投資です。子ども・子育て支援は広く地域全体で取り組むべき課題であり、行政や企業、団体や個人に至るまで、あらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を推進することが大切です。この協働の取組が子育てを核にした「まちづくり」につながります。

3 計画の基本目標

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、母子の健康保持・増進への取組や、妊娠・出産から子育てへの途切れない支援など、これから子どもを持つ人も含め、誰もが安心して子育てができるまちづくりを目指します。

基本目標2 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

子どもの人権を尊重し、児童虐待の防止に努め、ひとり親家庭や障がいのある子どもを養育している家庭など、特に支援が必要な家庭に対して、子どもの利益の実現を基本に、関係機関が連携しながら適切な支援体制の構築に努めます。

基本目標3 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかにたくましく成長するための、多様な体験機会の充実や、質の高い教育環境の整備を図ります。

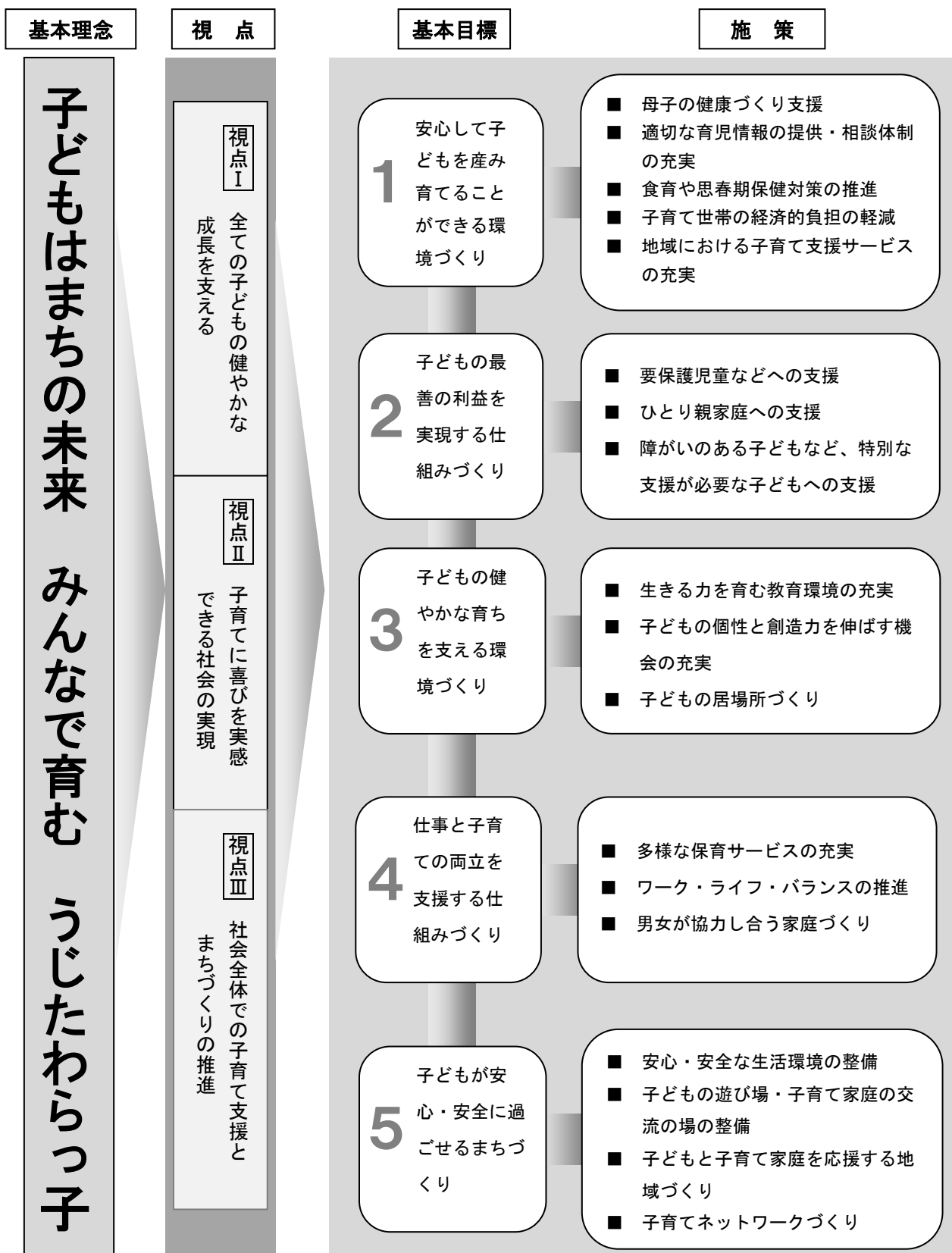
基本目標4 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり

ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、それを実現させるためのきめ細かな保育サービスの提供や、就労環境の改善のための企業への啓発、協働や適切な情報提供の仕組みづくりを図ります。

基本目標5 子どもが安心・安全に過ごせるまちづくり

子育て家庭が安心して生活できる環境の整備を図り、子どもと子育て家庭を地域の力で支えるための人材育成やコミュニティづくりの支援など、地域ぐるみで子育てに参画できる、安全で楽しいまちづくりを目指します。

4 計画の体系



第2章 基本目標の展開

〈基本目標1〉 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

〈重点項目〉

■ 母子の健康づくり支援

子どもを安心して産み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制を整備するとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や各種事業の充実を図ります。

〈実施重点施策〉

□乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげる。

□養育支援訪問事業の実施

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や助産師が家庭訪問し、養育に関する指導や助言などを行うことにより、適切な養育環境の確保に努める。

□安全な妊娠・出産のための知識の普及

安全な妊娠・出産のため、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理や栄養指導を行い、家族、職場、地域の理解と協力の必要性についての啓発に努める。

[継続実施施策]

母子健康手帳の交付／妊婦健康診査費用の助成／不妊治療費の助成／ハイリスク妊婦訪問の実施／
乳幼児健康診査の実施／乳幼児歯科検診の実施／発達相談の実施／予防接種事業の実施

■ 適切な育児情報の提供・相談体制の充実

各種の育児教室や相談事業を実施していますが、保護者の就労環境や子どもの成長段階に応じたきめ細かな対応が重要となっており、「母子の健康づくり支援」と連動して、情報提供・相談体制の充実を図ります。

<実施重点施策>

□子育てサービス利用支援事業（利用者支援事業）の実施

気軽に相談できる場として、子どもやその保護者、または妊娠している方に対し、子育てに係る施設や事業について総合的に情報提供・利用支援を行うための、「子育てサービス利用支援事業（利用者支援事業）」を新たに実施し、子どもの成長や親の関心に合わせた育児情報の提供に努める。

□育児相談の充実

子どもが成長していく過程での個々の育児不安にきめ細かに対応するため、育児相談体制の充実を図り、専門家によるカウンセリング事業など、育児不安の相談や指導を実施する。

■ 食育や思春期保健対策の推進

子どもの発育にとって大きな影響を及ぼす「食」の大切さを周知し、子どもから大人への転換期である思春期の子どもたちの心と身体の健康を維持するために、地域社会とのつながりや、食を通じた教育を充実させ、心身ともに生涯にわたって健やかな生活を送っていくための基盤づくりに努めます。

<実施重点施策>

□食育推進による健全な発達支援

- ・妊婦への個別訪問や離乳食教室などを実施し、レシピの配布や試食を行い、妊娠期や乳幼児期における安心・安全で健康的な食生活の定着を図る。
- ・祖父母世代との交流を通して食事のマナーなどを教わる「3世代交流食育指導」や菜園活動を通じた食の学習など、保育所における食育を推進する。
- ・子ども自身が食の大切さを意識し、正しい食習慣を身につけられるよう、食生活学習教材の作成・配布や、給食を通じた食に関する指導を行う。

□みんなで食べよう！ふれあい給食開催事業

学校給食に対する理解を深め、学校・家庭・地域が連携して、子どもの食育を推進するために、特産品であるお茶を扱った献立「茶ッピーランチ」の参観日給食での提供や試食会開催をはじめ、調理員と児童と一緒に給食を食べるなど、多くの方が学校給食にふれられる機会を設ける。

□思春期保健の充実による母性の保護

健康診断の実施や生涯を健康に生き抜くための基礎づくりとしての健康教育を推進する。また、将来子どもを産み育てる母性・父性の育成のため、命の大切さについて学ぶ機会と性教育を継続して実施する。

■ 子育て世帯の経済的負担の軽減

教育費など子育て世帯の子育てに係る経済的負担は増大し、子育て中の保護者にとって精神的・身体的負担にもつながります。安心して子どもを産み育てられるよう、教育・保育・医療を通して各家庭への経済的支援を図ります。

<実施重点施策>

□子育て支援医療費支給事業

出生から中学校修了までの子どもを対象に医療費の助成を行うことにより、保護者負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境を整備する。

□多子家庭応援保育料軽減事業

多子家庭の児童の保育料について減免し、経済的負担の軽減を図る。

- ・入所児童以外に保育所・幼稚園に通う就学前の兄・姉がいる場合、兄・姉が1人の場合は1/2、2人以上いる場合は無料とする。
- ・小学生以下の児童が3人以上いる世帯で、保育所入所児童が第3子以降の場合は無料とする。

□高校生通学費補助金

高校など（専修学校及び各種学校）の通学費について、通学定期購入者には増額補助するとともに、通学定期券以外で通学を行っている者にも通学費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担軽減を図り、生徒の就学を支援する。

[継続実施施策]

児童手当の支給／私立幼稚園就園奨励費補助の実施／各種教育費など助成事業（準・要保護児童就学援助費、特別支援教育就学援助費、奨学金、修学旅行援助費）

■ 地域における子育て支援サービスの充実

少子化・核家族化が進む中、夫婦ともに子育ての喜びや楽しみを共有しながら家庭を築いていく意識づくりを醸成するために、子育てを行う上での社会教育を充実させ、子育てのサポート体制の整備に努めます。

<実施重点施策>

□地域子育て支援センター事業

- ・地域子育て支援センターにおいて、あそびの広場や食育広場などの各種事業、また、子育て中の親支援プログラムである「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」などの子育て講座の開催など、子育て支援の拠点としての機能充実を図る。
- ・子育てサークルへの支援や子育てボランティアの育成を推進する。
- ・父子手帳の配付や、父親向けの育児講座などを実施し、父親の育児参加を促進する。

□ファミリー・サポート・センター事業

育児を手伝いたい方と、手助けをしてほしい方の相互支援を行うファミリー・サポート・センター事業の推進のため、人材の確保や事業の周知に努め、実施体制の充実を図る。

□地域で子育て「つどいの広場」事業

民家を活用し、幅広い世代の方や子育て中の親子が気軽に集い、交流して情報交換できる場を提供する。

[継続実施施策]

親向け講座の充実／家庭教育講演会の実施／社会教育の推進

＜基本目標2＞ 子どもの最善の利益を実現する仕組みづくり

＜重点項目＞

■ 要保護児童などへの支援

児童虐待などにより、特に保護・支援を必要とする状況にある児童に対し、早期発見、迅速な対応、支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において、一人ひとりに応じた適切な支援・指導を進めます。

＜実施重点施策＞

□学校教育の場における、心に関する子どもの支援

小学校、中学校、総合文化センターなどでスクールカウンセラーによる相談事業を実施する。

□虐待に関する取組の強化

- ・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、療育訪問事業などの機会を活用し、子育て不安の軽減を図るとともに、児童虐待の防止に向けた啓発や支援の必要な家庭の把握に努める。
- ・要保護児童対策地域協議会において、児童虐待などの防止を図る上で必要な関係機関の連携及び協力体制の強化を図る。
- ・関係機関が連携し、児童虐待などに関する問題に適切かつ迅速に対応するため、ケース会議、実務者会議などを定期的開催し、支援が必要な家庭への継続した支援を行う。

■ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭において、保育や日常生活に支障が生じないように、保育・教育・就業の面において、支援体制を整えます。

<実施重点施策>

□ひとり親家庭の親子の支援

- ・児童扶養手当や福祉医療費給付事業など、ひとり親家庭に係る助成制度など、必要な生活支援の実施及び情報提供を図る。
- ・関係機関と連携し、ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援を行う。

■ 障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な子どもへの支援

障がいのある子どもに対しては、一人ひとりに応じた適切かつ切れ目のない一貫した支援の充実を図ります。

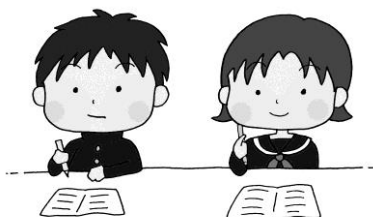
<実施重点施策>

□障がい児への一貫した支援体制の充実

- ・乳幼児健診などを通じて、障がいなどの予防・早期発見に努め、関係機関が連携し、助言・指導など適切な対応を図る。
- ・障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて支援する。
- ・保育所、子育て支援センター、幼稚園、学校、保健センターなど関係機関の連携を強化し、切れ目のない一貫した支援を行う。

□特別支援教育充実事業

小・中学校の通常学級などに在籍する発達障がいのある児童・生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備などを行うため、特別支援補助教員を配置し、小・中学校における特別支援教育の充実を図る。



<基本目標3> 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

<<重点項目>>

■ 生きる力を育む教育環境の充実

次代を担う子どもが地域において様々な経験を通して心豊かに成長し、社会の変化の中で主体的に生き抜くために、知識・技能はもとより、学ぶ意欲・思考力・表現力・問題解決力までも含めた確かな学力を身につけることができるよう、地域の教育環境を整備します。

<実施重点施策>

□学力充実事業

各種学力診断テストの実施結果を分析し、現状の課題を見出し、指導計画の改善に努めるとともに、テスト結果からわかる児童・生徒一人ひとりの習熟度に合わせたきめ細かい指導を実施し、児童生徒全員の学力の充実・向上を図る。

□英語力向上推進事業

英語検定受験の支援、ALT2名体制の有効活用を図る。

□特別支援教育充実事業（再掲）

小・中学校の通常学級などに在籍する発達障がいのある児童・生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備などを行うため、特別支援補助教員を配置し、小・中学校における特別支援教育の充実を図る。

□豊かな人間性を育む保育所学び事業

次代を担う保育所児及びその保護者向けに道徳教育の場を定期的に提供することにより、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心を育て、優しさや思いやりで満ちた社会の形成を目指す。

□保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携

- ・地域、保護者を含めた交流と情報提供による連携を強化し、相互理解の推進を図り、保育所・幼稚園・小学校・中学校が一体となった教育体制の整備に、より一層努める。
- ・9年間の系統に立った学習指導を進め、確かな学力を身につけた児童・生徒を育成するため、小中一貫教育を推進する。

[継続実施施策]

家庭教育の推進／社会教育関係団体への支援・育成／子どもの人権に関する理解の促進

■ 子どもの個性と創造力を伸ばす機会の充実

子どもたちが様々な学びや遊び、スポーツなどを通して、喜びや楽しさを体験するとともに、仲間との連携や友情を育て、その過程の中で協調性や創造性、また「ふるさと宇治田原」への郷土愛を育むため、各種事業の実施や団体の活動を支援します。

<実施重点施策>

□茶の里っ子を育む学習事業

「日本緑茶発祥の地」である宇治田原町の子どもたちに、お茶などに関する学習を小学校時から中学校時まで系統的に実施することにより、町の伝統文化や産業、食育に関する知識を高め、宇治田原に誇りと愛着心を持つ子どもたちを育成する。

□本に親しみ豊かな心を育む図書整備事業

子どもたちの読書活動充実支援、小学校図書室と町立図書館との連携を図る。

□「こども司書」育成事業

感受性の豊かな子どものうちに読書の習慣を身につけることを目的に、小学校において図書委員などが図書の専門的知識を習得し、学校図書室の充実と読書に親しみやすい環境創造の担い手とするために「こども司書」を養成する。「こども司書」は、児童一人ひとりへの読書の楽しさを広めるリーダーとして、また、国語の学習力の向上の手助けとなる役割を担う。

□子ども向けプログラム活動者の発掘・育成

学社連携推進事業などの子ども向けプログラムの実施において、活動の支援や協力をするボランティアの育成や「まちの名人」への登録を促進する。

[継続実施施策]

学社連携推進事業の推進／ニュースポーツによる多世代・障がい者との交流促進／はじめての絵本事業／宇治田原の環境を活かした自然体験プログラムの充実／子ども会活動、スポーツ団体などの充実

■ 子どもの居場所づくり

家族の形態が多様化し、ひとり親家庭・核家族での共働き家庭が増加している中、仕事を持つ保護者の仕事と子育ての両立支援に向け、「放課後子ども総合プラン」を踏まえて、放課後の子どもの居場所の確保の充実に努めます。

<実施重点施策>

□放課後子ども教室推進事業

子どもを取り巻く環境の変化や家庭及び地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後などに子どもたちが安全で安心して健やかに育まれる居場所をつくり、地域住民の参画を得て、スポーツや文化体験活動などの取組を実施する。

□放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供することにより、その健全な育成を図る。

<基本目標4> 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり

<<重点項目>>

■ 多様な保育サービスの充実

第三部第2章に記載する「地域子ども・子育て支援事業」（P53～P61）について、サービス提供内容の充実化を図ります。

■ ワーク・ライフ・バランスの推進

全ての子どもを持つ家庭において、仕事上の責任を果たす一方で、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発などのために個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、地域全体で仕事と生活の双方の調和が実現できる環境づくりに努めます。

<実施重点施策>

□ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように「働き方の見直し」の推進と、労働時間短縮など柔軟な勤務形態の普及に向けて啓発を行う。

□育児休業制度の定着促進

・育児休業制度の定着に向けて、事業者への啓発活動を推進する。

□病児の看護環境の保障

・看護休暇制度の導入・定着に向けた事業者への啓発活動を行う。

・病児・病後児保育事業の早期実施に向け、多様な実施形態の調査研究を行う。

■ 男女が協力し合う家庭づくり

ワーク・ライフ・バランスを実現していく上で、母親である女性だけではなく、父親である男性との協力が不可欠なことから、男女がともに育児休業を取得することの実現に向け、企業などへの働きかけを図ります。

<実施重点施策>

□育児休業取得などについての意識啓発

- ・育児休業法などの関連法令や育児休業制度に関する情報提供を行い、事業主や住民に対して意識の醸成を図る。
- ・父親が育児休業などを取得できるよう、普及・定着を促進する。

<基本目標5> 子どもが安心・安全に過ごせるまちづくり

<<重点項目>>

■ 安心・安全な生活環境の整備

子どもが安心・安全に通所・通学し、地域で遊ぶことができるように、ハード面での施設や設備の整備・充実を図るとともに、地域ぐるみで防犯体制を整え、ソフト面でも充実化を図ります。

<実施重点施策>

□通学路・施設・公園の安全確保

- ・通学路の危険箇所への街灯やガードレールの設置や、保育所、学校などの施設の安全確保に努める。
- ・保育所、小学校に安全巡視員を配置し、施設での防犯対策を図る。
- ・公園遊具などの定期的な点検を実施して安全確保に努め、また、子どもの大切な遊び場、親子の交流の場としての公園のあり方を検討し、計画的な整備を進める。

□地域で子どもを見守る推進活動事業

ボランティアによる通学路などの見守り活動や、防犯ブザーなどの貸与を行う。

□子どもの主体的な防犯・安全意識の形成

交通安全教室や防犯教室の実施など、学校を通じた防犯・安全意識の形成に取り組む。

[継続実施施策]

「こども110番の家」の認知促進／大人の安全意識の改革

■ 子どもの遊び場・子育て家庭の交流の場の整備

子育て中の家庭を地域全体で支援する上で、保護者同士、あるいは住民同士が交流する場を持つことで、互いに支え合いながら、楽しく地域で過ごすことができるような環境整備に努めます。

＜実施重点施策＞

□子育て支援センターを核にした子育て支援の充実

子育て支援の拠点としての子育て支援センターの施設・機能を整備し、子育て中の親子の交流の輪を広げ、育児不安の解消につなげる。

□子育て世帯の主体的活動の推進

活動場所の提供を行うとともに、自主サークルの推進に向けてリーダーの養成に努める。

■ 子どもと子育て家庭を応援する地域づくり

性別・年齢に関わらず、地域の人々と子どもや子育て家庭と交流できる場を創造することで、次代の宝である子どもへの認識を再確認し、自然と支え合う環境が生まれるよう環境整備に努めます。

＜実施重点施策＞

□子ども向けプログラム活動者の発掘・育成（再掲）

□世代間交流の推進

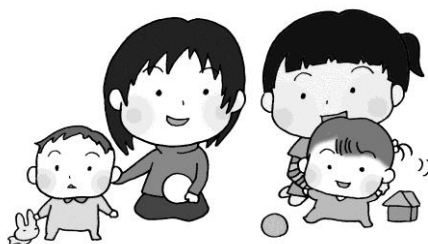
地域のつながりを大切にし、相互に他の世代を理解し、関心を持つことができるよう、情報提供や学習機会の提供などを行い、世代間交流を推進する。

□中高生ふれあい保育体験

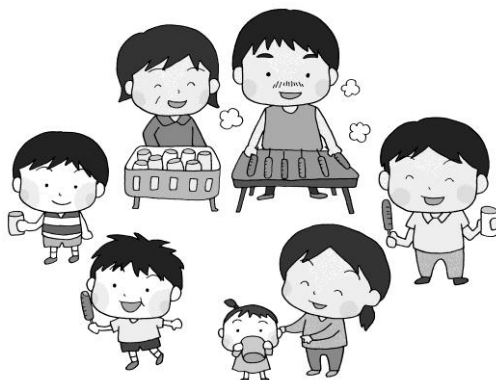
学校の授業を通じたふれあい保育体験や保育所の行事などへの招待など、様々な機会を通じて、体験活動機会の提供に努める。

■ 子育てネットワークづくり

前記の各重点施策を実施する上で、保育・教育・医療・防犯などに関わる全ての関係者のネットワーク、さらに子育て家庭同士によるネットワークが、それぞれに関連する情報を共有し、また双方が連携することで、地域内のきめ細かなネットワークが実現でき、地域力の向上が見込まれるため、一層の情報共有の促進と意識の啓発に努めます。



第Ⅲ部 事業計画



第1章 子ども・子育て支援新制度の概要

1 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度をいいます。

※新制度の主なポイント

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - ・ 幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」の設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・ 地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
 - ・ 教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・ 子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）など既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

2 新制度の事業体系

(1) 子どものための教育・保育給付

新制度のもとでは、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育などへの給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援の充実が図られることとなります。

給付費については、確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設などが代理で給付を受け、保護者は施設などからサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

① 施設型給付

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

施設区分	内 容	対象年齢
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期の教育を行う「教育施設」 ・ 昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の預かり保育などを実施 ・ 利用制限なし 	3～5 歳
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夕方までの保育のほか、延長保育などを実施 ・ 就労など保護者に保育を必要とする理由がある場合に利用可能 	0～5 歳
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 ・ 保護者の就労状況に関わりなく、全ての子どもが教育・保育を一緒に受ける ・ 保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注：0～2 歳児については、保育所と同様、保育を必要とする理由がある場合に利用可能) 	0～5 歳

※現在、本町には、認定こども園はありません。また、新制度に移行しない幼稚園については、利用手続きの方法などに変更はありません。

② 地域型保育給付

新制度では定員が 19 人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

事業名	内 容	対象年齢
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、5 人以下の少人数を対象にきめ細かな保育を実施	0～2 歳
小規模保育	6～19 人を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を実施 A型：保育所分園に近いもの B型：A型と家庭的保育の中間的なもの C型：家庭的保育をグループで行うもの	0～2 歳
居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 の保育を実施	0～2 歳
事業所内保育	事業所などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業	0～2 歳

※現在、本町には、地域型保育事業の実施施設などはありません。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。子ども・子育て支援法において13事業が定められています。

- ① 時間外保育事業（延長保育）
- ② 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ③ 子育て短期支援事業
- ④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ⑤ 一時預かり事業
 - ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり
 - ・保育所による一時預かり
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 妊婦健康診査事業
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆新制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付

①子どものための教育・保育給付

※対象：就学前児童

■施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

■地域型保育給付

- ・家庭的保育
- ・小規模保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

②子どものための現金給付（児童手当）

※対象：中学生まで

地域子ども・子育て支援事業

- ① 時間外保育事業（延長保育）
- ② 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ③ 子育て短期支援事業
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 妊婦健康診査事業
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

①認定区分 認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (教育を希望する場合)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

②認定基準 保育の必要性(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)については、以下の基準で認定します。

事 由	<ul style="list-style-type: none"> ・就労 ・妊娠・出産 ・保護者の疾病・障がい ・同居または長期入院などしている親族の介護 ・災害復旧 ・求職活動 ・就学(職業訓練学校などにおける職業訓練含む) ・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得時に既に保育所を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること ・その他、上記に類するものとして本町が認める場合
区 分 (保育の必要量)	<p>①保育標準時間 → 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 1日最大11時間の中で必要となる保育時間を利用 (就労時間がおおむね120時間/月以上)</p> <p>②保育短時間 → 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 1日最大8時間の中で必要となる保育時間を利用 (本町では、就労の下限時間を64時間/月以上と設定)</p>
優先利用	ひとり親家庭や生活保護世帯、子どもに障がいがある場合、虐待やDVのおそれがある場合など

第2章 量の見込みと確保の内容（子ども・子育て支援事業計画）

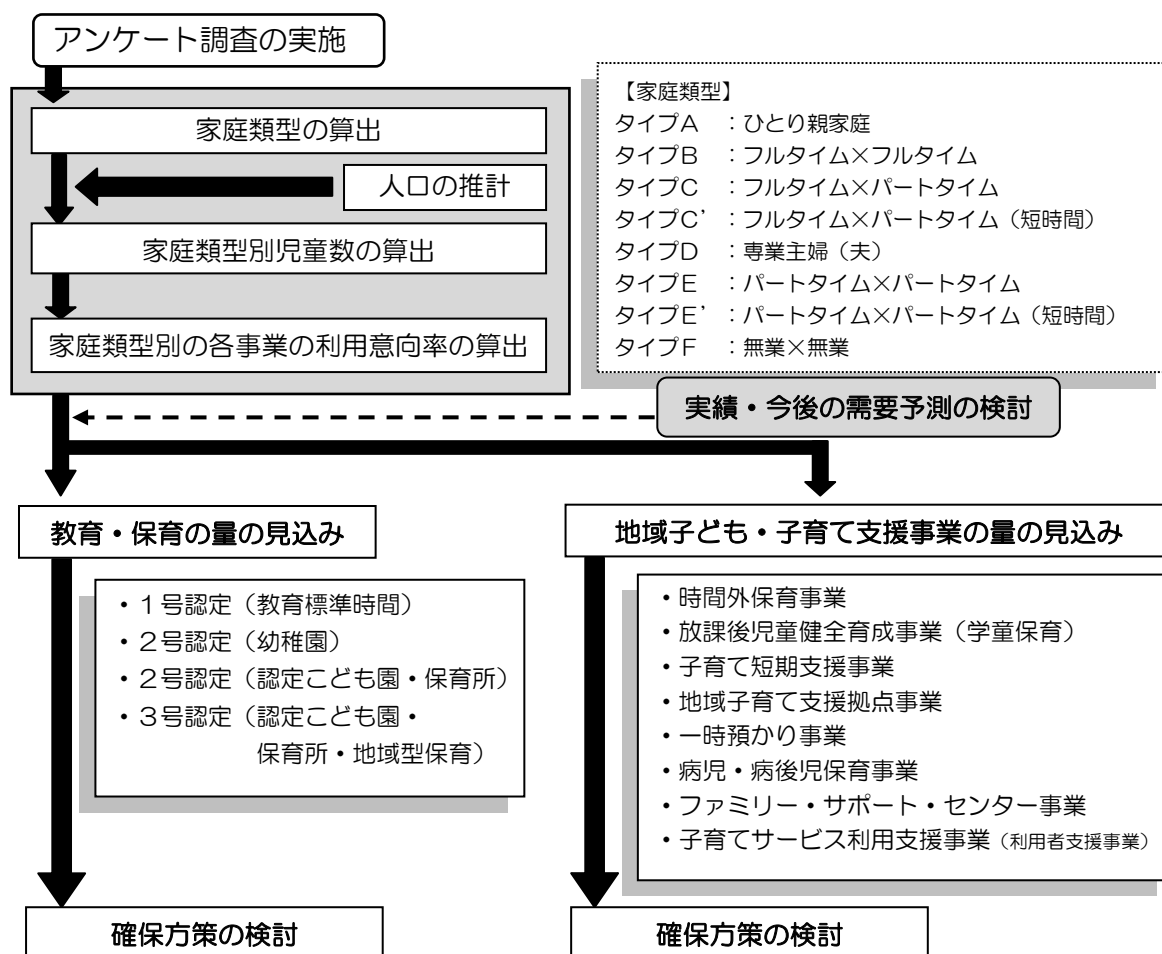
1 目標事業量の設定

（1）目標事業量の設定

子ども・子育て支援法においては、市町村は国の基本指針に則して、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、平成27年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期などを盛り込んだ、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

本町においても、平成25年度に実施した「宇治田原町子ども・子育てに関するニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

◆ 目標事業量の見込みの算出の流れ



◆ 児童の推計人口の推移

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	58	56	56	54	53
1歳児	74	63	61	61	59
2歳児	67	78	67	65	65
3歳児	79	70	81	70	68
4歳児	93	83	74	86	74
5歳児	77	94	84	75	87
合計	448	444	423	411	406
6歳児	67	79	96	86	77
7歳児	74	67	79	96	86
8歳児	80	75	68	80	97
9歳児	91	81	76	69	81
10歳児	84	92	82	77	70
11歳児	96	83	91	81	76
合計	492	477	492	489	487

資料：平成23年～25年の各10月1日時点の実績人口（住民基本台帳）をもとに、コーホート変化率法により算出した推計値

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（教育・保育提供区域）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。本町としては、町全体で1つの教育・保育提供区域として設定します。

2 幼児期の学校教育・保育に係る需要量及び提供体制と確保方策

(1) 前提となる事項

◎ 保育の必要性の認定区分

- ・ 1号認定 3～5歳 幼児期の学校教育（教育標準時間認定）
- ・ 2号認定 3～5歳 保育の必要性あり（満3歳以上・保育認定）
- ・ 3号認定 0～2歳 保育の必要性あり（満3歳未満・保育認定）

◆ 平成25年度 利用実績（平成25年4月1日現在の対象人口 414人）

幼稚園利用者数・率 (3～5歳)	保育所利用者数 (3～5歳)	保育所利用者数 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	111人	69人	
保育所利用者数・率 (0～5歳)			
90人 / 21.7%	180人 / 43.5%		144人 / 34.8%

◆ 平成27年度 需要量の見込み（平成27年4月1日の推計対象人口 448人）

1号認定 (3～5歳)	2号認定(3～5歳)		3号認定 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	幼稚園利用者想定	その他		
65人	16人	106人	89人	
幼稚園利用者数・率 (3～5歳)			保育所利用者数・率 (0～5歳)	
81人 / 18.1%			195人 / 43.5%	172人 / 38.4%

◆ 認定区分別の教育・保育の量の見込み（ニーズ量調査に基づく）

		実績値					
設定区分（単位：人）		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定		90	65	65	63	61	60
2号認定	教育希望が強い	-	16	16	16	16	16
	上記以外	111	106	105	102	98	98
3号認定	0歳	6	25	24	24	23	23
	1～2歳	63	64	64	58	58	57
合計		270	276	274	263	256	254

(2) 見込み量の補正について

教育・保育の量の見込みについて、「0歳児」の数値については大きく出ている可能性があり、国が示す補正データの作成要領に従って補正することとします。

① 保育所利用希望者（0歳）の見込み量の補正データ

◆（参考）人口規模別の全国平均値（国からの公表データ／数値は「5万人未満」の市町村向けデータ）

現状の利用意向率から除外する対象者の割合	該当する割合
1. 現在の育休取得者（現在の利用意向率から除外）	44.9%
2. 1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育休を取得したい者（1から割り出した数値から除外）	9.6%
3. 1年以上取得者（現在の利用意向率から除外）	18.5%

◆ 補正データ

対象の家庭類型別利用意向率から、年度ごとに上記の数値を勘案し補正数値として算出しました。

単位：人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	量の見込み	25	24	24	23	23
	補正值	16	16	16	15	15

② 認定区分別の教育・保育の量の見込み【補正後】

		実績値					
設定区分（単位：人）		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定		90	65	65	63	61	60
2号認定	教育希望が強い	-	16	16	16	16	16
	上記以外	111	106	105	102	98	98
3号認定	0歳	6	16	16	16	15	15
	1～2歳	63	64	64	58	58	57
合計		270	267	266	255	248	246

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園利用	81	81	79	77	76
保育所利用	186	185	176	171	170
合計	267	266	265	248	246

(3) 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期について

◆ 提供体制、確保策の考え方

教育施設の利用状況は、町内幼稚園（1か所）の定員が150人であり、町外幼稚園においては例年60人前後の利用実績があります。また、保育施設においては、町立保育所（1か所）の定員が200人であることから、27年度以降見込まれる量を十分に満たす状況にあります。

これまで、町内幼稚園に通園する児童に対しては、私立幼稚園奨励費の上乗せ補助や健康診断補助、給食の配食など町が独自に行っていますが、今後もさらなる利用促進のための取組を検討し、町内幼稚園と連携した教育の提供体制の充実に努めます。また、保育所においては、入所希望児童の年齢構成の変動に柔軟に対応できるよう、保育士の確保に努め、あわせて、安心・安全な保育環境の提供や保育内容の充実など、保育の「質」の向上を図ってまいります。

単位：人	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)	1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)	1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)
①量の見込み(必要利用定員数)	81	106	80	81	105	80	79	102	74
②確保の内容 幼稚園、保育園	90	200		90	200		90	200	
② - ①	9	14		9	15		11	24	

単位：人	平成30年度			平成31年度		
	1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)	1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)
①量の見込み(必要利用定員数)	77	98	73	76	98	72
②確保の内容 幼稚園、保育園	90	200		90	200	
② - ①	13	29		14	30	

※「②確保の内容」の「1号」の数値については、町内・町外での利用実績の数値を記載。「2号～3号」の数値は保育所の認可定員数。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

<事業内容> 保育所の基本開設時間を超えて、児童の保育を行う事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

時間外保育事業については、町立保育所(1か所)で実施しており、平成24年度では2,199人日の受け入れを実施し、現状としては需要を満たした状態となっています。

しかし量の見込みとしては平成27年度で133人となっており、この人数が毎日利用すると現在の10倍以上の実施となり、これは現状と大きくかい離れた状態となりますが、見込まれた量の補正値を求めるのではなく、年々利用が増加している事実を踏まえ、保育所利用者数(平成25年度実績値180人)に対する73.9%が将来的に利用希望者となり得るものと判断し、需要量に対応できる供給体制を整備するよう努めます。

◆ 時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	133	132	125	122	120
②確保の内容	133	132	125	122	120
② - ①	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

＜事業内容＞保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び場や生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、現在、1～4年生までの児童の受け入れを2か所で実施しており、平成25年度の4月当初の登録者数は119人で、充足した体制となっています。

量の見込みについては、対象者の利用意向率を算出する際に、対象者全体ではなく、設問に対する回答者を分母として該当者の割合を算出しているため数値が大きくなっており、対象者を分母とした利用意向率で算出し直す必要があると判断し、数値を補正することとしました。

① 利用意向率算出過程の変更による補正データ

◆ 低学年

単位：人

家庭類型	回答者		潜在家庭	「6」選択者数※	利用意向率の変化
A	2	⇒	2	2	100%⇒100%
B	3		5	3	100%⇒60%
C	5		8	2	40%⇒25%
E	0		0	0	0%⇒0%

◆ 高学年

単位：人

家庭類型	回答者		潜在家庭	「6」選択者数※	利用意向率の変化
A	2	⇒	2	2	100%⇒100%
B	3		5	2	100%⇒40%
C	5		8	2	40%⇒25%
E	0		0	0	0%⇒0%

※ニーズ調査においての子どもの放課後の過ごし方についての希望についての設問（問38、39）で「6 放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した者の数

平成27年度以降の補正後の見込みにおいては、現在の受け入れ可能人数は150人であり、提供体制を確保できるものではありませんが、高学年の受け入れに伴う需要の変動に対応できるよう、指導員の確保や保育環境の整備など、体制の充実に努めます。

② 放課後児童健全育成事業：「量の見込み」の「確保の内容」及び「実施時期」【補正後】

単位：人	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	118	115	119	120	119
低学年	60 (89)	60 (89)	66 (98)	71 (106)	70 (105)
高学年	58 (84)	55 (79)	53 (77)	49 (70)	49 (70)
②確保の内容	150	150	150	150	150
② - ①	32	35	31	30	31

※①における（ ）内の数値は、量の見込みの補正前の数値

(3) 子育て短期支援事業

＜事業内容＞保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などにおいて一定期間必要な保護を行う事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

子育て短期支援事業については、委託事業として「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」を実施していますが、実際の利用状況はなく、また量の見込みにおいても、利用希望はごくわずかであり、見込み量としては算出されませんでした。今後においては事業の周知に努め、緊急の支援が必要となった際に利用できる体制を確保できるよう、委託事業として継続実施します。

◆ 子育て短期支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保の内容	—	—	—	—	—
② - ①	—	—	—	—	—

(4) 地域子育て支援拠点事業

＜事業内容＞乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

地域子育て支援拠点事業については、町内1か所で実施しており、利用者数はおおむね増加傾向にあります。本事業における量の見込みは実施実績を下回っており、現状においては、提供体制は十分であるものとしております。今後は、良質かつ適切な子育て支援拠点の環境づくりや、事業の質の向上に努めます。

◆ 地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,948	3,912	3,648	3,564	3,516
②確保の内容	4,955	4,955	4,955	4,955	4,955
② - ①	1,007	1,043	1,307	1,391	1,439

※「②確保の内容」の数値は平成 24 年度の実績値

(5) 一時預かり事業（在園児対象型）

＜事業内容＞現行の幼稚園における預かり保育と同様、在籍園児を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて実施する預かり保育事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

一時預かり事業（在園児対象型）については、町内ではうぐいす宇治田原幼稚園の1か所で「預かり保育」を実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分確保できている状態にあります。

◆ 一時預かり事業（在園児対象型）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	604	599	580	560	556
②確保の内容	720	720	720	720	720
② - ①	116	121	140	160	164

※「①量の見込み」の数値は、1・2号の合計数

(6) 一時預かり事業（在園児対象型以外）

＜事業内容＞保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、保護者の就労形態の多様化、急病や育児疲れ解消などのため、一時的に保育が必要となる就学前児童を預かる事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

一時預かり事業（在園児対象型以外）については、町立保育所の1か所で実施していますが、平成 24 年度実績として 1,054 人日受け入れており、今後の見込み量に対する提供体制は十分確保している状態にあるものとしております。今後は、幼稚園の「預かり保育」との連携も視野に入れ、多様なニーズに対応できるよう、体制づくりに努めます。

- ◆ 一時預かり事業（在園児対象型以外）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	439	435	405	397	390
②確保の内容	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
② - ①	615	619	649	657	664

※「②確保の内容」の数値は、平成 24 年度実績値

(7) 病児・病後児保育事業

<事業内容> 病中や病気の回復期などに、家庭や集団での保育が困難な児童を、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育する事業。

<事業類型> 『病児・病後児対応型』・・・病院、保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、病気の治療中で回復期には至らないが症状が安定している病児、若しくは病気の回復期で症状が軽度である病後児を保育する事業。集団保育が困難であり、かつ保護者の就労などにより家庭で保育を行うことが困難な場合に利用可。

『体調不良児対応型』・・・保育所内の専用スペースにおいて、保育所に通所している児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間保育する事業。

『非施設型（訪問型）』・・・看護師などが保護者の自宅へ訪問し、一時的に病児・病後児を保育する事業。

- ◆ 提供体制、確保策の考え方

病児・病後児保育事業については、現在未実施の事業ですが、1日あたり1～2名の受け入れを可能とすることを目標とし、「体調不良児対応型」での実施を想定し、連携医療機関の確保を含めて、平成 28 年度には充足できるよう整備を進めます。

- ◆ 病児・病後児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	712	706	672	653	645
②確保の内容	0	706	672	653	645
② - ①	-712	0	0	0	0

(8) ファミリー・サポート・センター事業

＜事業内容＞乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

ファミリー・サポート・センター事業については、「宇治田原版ファミリー・サポート・センター事業」として実施していますが、平成 24 年度の利用実績はなく、また量の見込みにおいても、利用希望はごくわずかであり、見込み量としては算出されませんでした。今後は事業の拡充を目指して事業周知や人材確保に努め、有効な保育サービスとして実施できるよう、体制づくりに努めます。

◆ ファミリー・サポート・センター事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：件	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保の内容	—	—	—	—	—
② — ①	—	—	—	—	—

(9) 妊婦健康診査事業

＜事業内容＞妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えるため、健康診査に係る費用の一部を助成する事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

妊婦健康診査事業については、出生率の低下に伴い利用者数は減少傾向にありますが、今後も必要量を確保し、事業周知に努めます。

単位： 人、回	平成 24 年度 (実績値)		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
見込み (人、延回数)	119	789	109	724	107	711	104	692	101	673	99	653

※「実績値」以外の数値は、今回のニーズ調査項目ではないため、現状から予測される数値

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

＜事業内容＞生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

乳児家庭全戸訪問事業については、出生率の低下に伴い対象家庭は減少傾向にあります。現状において提供体制は十分確保しており、さらに100%の実施を目標とします。

単位：人	平成24年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み(人)	62	58	56	56	54	53

※「実績値」以外の数値は、今回のニーズ調査項目ではないため、現状から予測される数値

(11) 養育支援訪問事業

＜事業内容＞保護者の育児ストレスや未熟児・多胎児などを養育している家庭など、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

養育支援訪問事業については、今後きめ細かな支援体制の実施に伴い、件数の増加が予測されますが、児童人口の減少も踏まえ、現在の体制の維持に努めます。

単位：人	平成24年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み(人)	101	101	101	101	101	101

※「実績値」以外の数値は、今回のニーズ調査項目ではないため、現状から予測される数値

(12) 子育てサービス利用支援事業（利用者支援事業）

＜事業内容＞身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整を行うことで、子ども・子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるような支援する事業。

◆ 提供体制、確保策の考え方

本事業は新制度において国が推奨する新規事業ですが、本町においては、現在各担当課において実施している各種子育て支援に係る事業の情報を集約し、適切に提供できるよう様々な事例を検証しながら、平成27年度中の導入を目指します。

単位：か所	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み（か所）	1	1	1	1	1

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（※目標事業量の算出不要）

＜事業内容＞要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

◆ 今後の方向性

これまで、宇治田原町要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童などの早期発見や適切な保護、支援を行ってきましたが、近年支援の必要な家庭が増加し、支援内容も複雑多様化しています。今後も要保護児童対策地域協議会を中心に、保健、医療、福祉、教育など、児童に関係する機関の連携を強化し、調整機関職員や関係機関の構成員の専門性の強化に努め、要保護児童などへの適切かつ早期の対応を図ります。

(14) その他

以下の事業については、国の動向などを踏まえ、今後、本町での実施の必要性などを検討するものです。

●実費徴収に係る補足給付を行う事業（※目標事業量の算出不要）

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業。

●多様な主体の参入促進事業（※目標事業量の算出不要）

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業。

(15) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み一覧

		平成24年度 (実績)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
時間外保育事業（延長保育事業） (人)		2,199 (人日)	133	132	125	122	120
放課後児童健全育 成事業（人日）	低学年	120	60	60	66	71	70
	高学年		58	55	53	49	49
子育て短期支援事業（人日）		0	—	—	—	—	—
地域子育て支援拠点事業（人日）		4,955	3,948	3,912	3,648	3,564	3,516
一時預かり事業 (人日)	幼稚園の預かり 事業（2号利用 も含む）	—	604	599	580	560	556
	その他	1,054	439	435	405	397	390
病児・病後児保育事業（人日）		—	712	706	672	653	645
ファミリー・サポート・センター事 業（就学前児童のみ）（人日）		0	—	—	—	—	—
妊婦健康診査事業（人）		119	109	107	104	101	99
乳児家庭全戸訪問事業（人）		62	58	56	56	54	53
養育支援訪問事業（人）		101	101	101	101	101	101
子育てサービス利用者支援事業 (利用者支援事業)（か所）		—	1	1	1	1	1



第3章 推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取組が必要とされ、そのためにも、本行動計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 計画の推進に向けて

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報紙や町ホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの情報については、広報紙やインターネットの活用、パンフレットなどの作成・配布、関係諸団体などによる働きかけなどの協力を通じて、きめ細かい周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や府との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や府と連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の評価・確認など

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、「宇治田原町子ども・子育て会議」において、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報紙などを通じて公表します。

參考資料



宇治田原町子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月15日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育てに関する施策等を調査審議するため、宇治田原町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法によりその権限に属するものとされた次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育又は保育分野の関係者
- (3) 保健、福祉又は医療に関する機関の関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宇治田原町子ども・子育て会議 委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会長	築山 崇	京都府立大学学長・公共政策学部教授
副会長	安井 正美	宇治田原町母子福祉推進員
委員	稲石 義一	宇治田原町議会副議長
委員	上辻 昭子	宇治田原町地域子育て支援センター運営委員会委員
委員	杉山 浩義 (～平成26年7月7日) 田中 典夫 (平成26年7月8日～)	宇治田原町社会福祉協議会理事
委員	田中 照美	子育てサークル「たんぽぽ」代表
委員	柘植 彩 (～平成26年3月16日) 林 恵子 (平成26年3月17日～)	震災支援ボランティア子育てサークル「ママ's アクション」代表
委員	角川 加奈子	宇治田原町立保育所保護者会
委員	永谷 敦子	宇治田原町民生児童委員協議会（主任児童委員）
委員	西出 崇	立命館大学政策科学部非常勤講師
委員	本田 奈希	うぐいす宇治田原幼稚園教諭
委員	本多 八朗	宇治田原町区長会（岩山区長）
委員	増田 千秋 (～平成26年3月31日) 馬場 泰彦 (平成26年4月1日～)	宇治田原町小中学校校長会（宇治田原小学校校長）
委員	山口 勝造	綴喜医師会宇治田原班（山口医院院長）

宇治田原町子ども・子育て会議の開催状況

会議名称	開催年月日	協議内容
第1回 宇治田原町子ども・子育て会議	平成25年 12月5日(木)	① 子ども・子育て支援新制度について ② 今後のスケジュールについて ③ ニーズ調査の実施について
第2回 宇治田原町子ども・子育て会議	平成26年 3月17日(月)	① ニーズ調査の結果(速報)について ② 宇治田原町の子育て支援の取組状況について ③ 今後のスケジュールについて
第3回 宇治田原町子ども・子育て会議	平成26年 5月26日(月)	① ニーズ調査の結果に基づくニーズ量の見込みについて ② 宇治田原町子ども・子育て支援事業計画骨子案について ③ 今後のスケジュールについて
第4回 宇治田原町子ども・子育て会議	平成26年 8月28日(木)	① 子ども・子育て支援新制度に関する各種事業の条例で定める基準について ② 宇治田原町子ども・子育て支援事業計画素案について ③ 今後のスケジュールについて
第5回 宇治田原町子ども・子育て会議	平成26年 10月30日 (木)	① 宇治田原町子ども・子育て支援事業計画(素案)について ② 保育の必要性に関する認定の基準について ③ パブリックコメントの実施について ④ 今後のスケジュールについて
第6回 宇治田原町子ども・子育て会議	平成27年 1月29日(木)	① 宇治田原町子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する住民意見募集(パブリックコメント)結果とその回答について ② 宇治田原町子ども・子育て支援事業計画(案)及び子ども・子育て会議からの提言内容について ③ 新制度における利用者負担について ④ 今後のスケジュールについて

宇治田原町子ども・子育て会議からの提言書

平成 27 年 2 月 26 日

宇治田原町長 西 谷 信 夫 様

宇治田原町子ども・子育て会議
会 長 築 山 崇

「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画（案）」について（提言）

当会議は、平成 25 年 12 月 5 日に町長の委嘱を受けて以来、「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「計画」）の新規策定に向けて計 6 回の会議を開催し、協議を進めてまいりました。

この間、計画策定にあたっての基礎調査として「子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査」や「子ども・子育て支援に関する事業所調査」などを実施するとともに、それらを受けた本町の子ども・子育てを取り巻く現状や宇治田原町次世代育成支援行動計画の進捗状況からみられる課題の把握、計画の基本理念と基本目標の設定、計画に位置付けるべき具体的な取組内容について、鋭意協議を重ねてまいりました。

また、平成 26 年 12 月には、当会議での協議に基づいて作成に至った計画素案に対する「パブリックコメント」を実施し、住民意見を聴取し、計画に反映させました。

このような経過を経て、「宇治田原町子ども・子育て支援事業計画“子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子”」（案）の策定に至りましたので、ここに提言いたします。

この計画（案）は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て事業計画であり、また、これまで取組を進めてきた「宇治田原町次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方などを継承するものとして、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

本計画（案）の基本理念である“子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子”には、「未来の希望である全ての子どもたちの最善の利益が尊重され、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域のみinnで支え、ともに成長できるまちづくりを目指す」というメッセージが込められております。

計画の策定後は、地域社会が一体となって、未来の担い手である子どもの成長を見守り、支え続け、安心して子どもを産み、育て、住んで良かった、住み続けたいふるさと宇治田原の実現に向け、子ども・子育て支援を一層充実していくことを期待するとともに、下記の事項に十分配慮されることを要望いたします。

記

1 まち全体による計画の推進

本計画の推進にあたっては、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などがそれぞれの役割を踏まえながら、相互に連携・協働し、子育て支援に取り組むことが不可欠である。

このため、本計画の基本理念と基本目標、事業計画の周知・実践にあたっては、行政の福祉・教育・保健など関係部署の連携はもとより、子育てサークルをはじめとする地域の子育て支援団体のほか、民生児童委員協議会、町社会福祉協議会や工業団地など、町内所在の事業所などとの連携・協力をさらに強化し、まち全体で着実な推進を図りたい。

2 子ども・子育てに関する住民のニーズの継続的な把握

本計画の策定にあたり、基礎調査として町内在住の小学生までの子どもがいる全ての世帯 642 世帯を対象とする住民意向調査や、町内事業所へのワーク・ライフ・バランスなどに関する実態調査を実施したところであるが、計画の策定後は、より幅広く子ども・子育てに関わって、保護者・住民との意見交換を行うなど機会の拡充を図り、子育て支援に関する住民のニーズを随時把握するよう努められたい。

3 計画の着実な進行・管理

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て事業計画として、平成27年度からの5年間の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の目標事業量を設定しているものであり、計画の進捗状況については需要と供給のバランスを点検・評価し、必要な場合は見込み量及び確保の内容の見直しを行うこと。また、本計画は幅広い領域を含んだ計画であることから、本計画の進行管理にあたっては、庁内の関係各課との必要な連携体制を整えて取り組まれたい。

【あ行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 預かり保育（幼稚園の預かり保育）
幼稚園の教育課程時間の前後などに、地域の実態や保護者の就労などの理由により長時間の保育が必要な園児を対象に保育を行うこと。
- 育児休業制度
労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。
「育児・介護休業法」では、満1歳に満たない子を養育する労働者が、事業主に申し出ることによって育児休業をとることができる。
- 一時預かり（一時保育）
保護者の病気時の対応や育児疲れ解消などを目的に、一時的に認可保育所などで保育を行うこと。
- 一般世帯
国勢調査では、①住居と生計をともにしている人の集まり、または1戸を構えて住んでいる単身者②上記の世帯と住居をともにし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などで暮らす単身者③会社、団体、商店、官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいう。
- 延長保育
保育所において11時間の開所時間の前後にさらに30分以上の預かり時間を延長して、子どもの預かりを行う。（延長保育料が必要）

【か行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- 「確認」制度
給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（子ども・子育て支援法第31条）
- 家庭的保育
主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
- 居宅訪問型保育
主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
- 子育て支援センター
育児不安などについての相談・指導、子育てサークルなどの育成・支援、子育て支援に関する情報の提供などを実施し、子育てを支援する。

・子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度の根幹となる平成24年8月に成立した以下の3法をいう。

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備などに関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

・子ども・子育て支援事業計画

平成27度から5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

・こども110番の家

子どもたちが登下校時や公園などで身の危険を感じたときに、安心して避難できる場所として、地域の民家・商店・事業所などの自主的な協力の下、子どもたちを安全に保護し、10番通報などをするために設置されたもの。

・コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、一定期間の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それらの変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推計する方法。

【さ行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法などの一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長された。

・児童養護施設

児童福祉法第41条に規定される保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を養護し、その自立のための援助を行うことを目的とする施設。

・出生率

一定人口に対するその年の出生数の割合をいう。通常人口1,000人に対する出生数を指す。

・小規模保育

原則0～2歳の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

・スクールカウンセラー

学校において、子どもの生活上での問題や悩みごとについて相談を受けたり、助言したりする臨床心理の専門家。

【た行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・地域型保育事業

施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で0～2 歳の子どもを預かる事業。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のことをいう。

【な行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・乳幼児健診（乳幼児健康診査）

乳幼児の健康の保持増進を図るため実施している健康診査のこと。本町では乳児健康診査（3～5 か月児）、乳児後期健康相談（8～10 か月児）、幼児健康診査（1 歳6～9 か月児）、2 歳児歯科検診（2 歳4～8 か月児）、3 歳児健康診査（3 歳5～8 か月児）を実施している。

【は行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関などに付設された専用スペースなどにおいて保育及び看護ケアを行うもの。

・ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人で行いたい人が登録し、相互援助活動を行う会員組織。保育施設・学校などへの送迎、保育施設・学校など終了後の一時預かり及び保護者の用事などでの外出時の一時預かりなど、子育てについての助け合いのコーディネートを行うもの。

【や行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童などに対する支援体制を強化するため平成 19 年に設置。福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する。

・幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社などの参入は不可）。

【わ行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義される。

宇治田原町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行：宇治田原町 福祉課

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出 10

電話：0774-88-2250（代表） ファックス：0774-88-3231